



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月28日金曜日 第1950号

## ◇ 目次 ◇

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....	276
愛媛県保健所使用料規則及び愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則の一部を改正する規則.....	277
愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....	279
理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則.....	283
愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則.....	284
愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則を廃止する規則.....	285
愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則.....	285
愛媛県立高等技術専門学校運営規則の一部を改正する規則.....	287
愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則.....	288
都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則.....	304
<b>告 示</b>	
愛媛県環境影響評価技術指針の一部改正.....	313
土地改良区役員の就退任の届出.....	320
土地改良区の解散.....	320
漁業免許の内容等の公示.....	320
道路の供用開始（県道中山伊予線）.....	322
道路の区域変更（一般国道319号）.....	322
道路の供用開始（ " ）.....	322
兼用工作物の管理の方法について.....	323
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	323
<b>訓 令</b>	
愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令.....	323
<b>教育委員会規則</b>	
愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則.....	324

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....	324
指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則.....	325

### 人事委員会公告

平成20年度愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験公告...	327
平成20年度愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験公告...	330

### 選挙管理委員会告示

開票区の設置の一部改正.....	333
愛媛県選挙管理委員会委員長選挙結果の告示.....	333

### 県議会告示

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正.....	334
--------------------------------	-----

### 公営企業管理規程

公営企業管理者等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程.....	334
愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程.....	335
愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	337
愛媛県公営企業公営貸与規程の一部を改正する管理規程.....	338
愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....	340
愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程.....	344

### 公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則の一部を改正する訓令.....	344
--	-----

### 雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示（4件）.....	345
------------------------	-----

## 規 則

### ○愛媛県規則第11号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

#### 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和23年愛媛県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総会に関する届出）</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 前項の場合において、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）<u>第40条第1項第4号、第5号又は第7号</u>に規定する事項の議決をしたときは、当該議決に係る書類を添付しなければならない。</p>	<p>（総会に関する届出）</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 前項の場合において、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）<u>第43条第1項第4号、第5号又は第8号</u>に規定する事項の議決をしたときは、当該議決に係る書類を添付しなければならない。</p>

( 諸 届 )

第2条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第6号から第14号までに該当するときは、その理由又は経緯を記載しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 選任、解任、任期満了、辞任その他の事由により理事、監事又は会計監査人の氏名又は住所に変更のあつたとき。
- (3)～(6) 省略
- (7) 総会若しくは創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え、共済事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転の無効の訴え、設立の無効の訴え又は合併の無効の訴えが提起されたとき。
- (8) 前号の訴え(共済事業の全部又は一部の譲渡及び共済事業に係る財産の移転の無効の訴えを除く。)に係る請求を認容する判決が確定した場合において、これらに係る登記の手続が終わったとき。
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 理事、監事又は会計監査人が、法第31条の3第1項、第31条の4若しくは第31条の5(これらの規定を法第31条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定により損害を賠償する責任を負つたとき、又は法第31条の6(法第31条の8第5項において準用する場合を含む。)の規定により責任を追及する訴えを提起されたとき。
- (13) 法第33条第1項、第35条第2項又は第47条の2第2項の規定による請求があつたとき。
- (14) 法第53条の14第4項の規定により契約条件の変更を中止したとき。

( 書 類 の 経 由 )

第3条 法、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号)又はこの規則により知事に提出する書類は、連合会の場合を除き、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

2 省略

( 諸 届 )

第2条 組合は次の場合において遅滞なく知事に届出でなければならない。但し第6号乃至第10号の場合はその理由を記載しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 選任、解任、任期満了、辞任その他の事由に因り理事又は監事 の 氏 名 又 は 住 所 に 変 更 の あ つ た と き 。
- (3)～(6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 法 第 3 5 条 第 2 項 又 は 法 第 4 1 条 第 1 項 の 規 定 による請求があつたとき。

( 書 類 の 経 由 )

第3条 消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号)又はこの規則により知事に提出する書類は、連合会の場合を除き、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

2 省略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県保健所使用料規則及び愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所使用料規則及び愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則の一部を改正する規則

( 愛 媛 県 保 健 所 使 用 料 規 則 の 一 部 改 正 )

第1条 愛媛県保健所使用料規則(昭和33年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に	保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に

基く使用料の額は、次のとおりとする。

1 試験及び検査料

ア エックス線写真及び透視

種 別	規 格	単 位	使 用 料 金 額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2若しくは労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による定期の健康診断又は50人以上の集団検診の使用料の額
直接撮影	省略			
	四 ツ 切	同	1,250円	
	省略			
	八 ツ 切	同	1,230円	
	省略			
省略				

省略

注 フィルム2枚以上使用した場合は、フィルム1枚を増すごとに、次の額を加算する。

規 格	単 位	金 額
大 角	1 枚	120円
省略		
八 ツ 切	同	40円
省略		

省略

イ 検査及び予防接種

種 別	項 目	単 位	使 用 料 金 額	学校保健法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定による学校検診、労働安全衛生法第66条第1項の規定による定期の健康診断又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定による特定健康診査 _____ の使用料の額
省略				
予 防 接 種	省略			

ウ・エ 省略

2 治療料

ア 歯科治療料

基く使用料の額は、次のとおりとする。

1 試験及び検査料

ア エックス線写真及び透視

種 別	規 格	単 位	使 用 料 金 額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2若しくは労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による定期の健康診断又は50人以上の集団検診の使用料の額
直接撮影	省略			
	四 ツ 切	同	1,260円	
	省略			
	八 ツ 切	同	1,240円	
	省略			
省略				

省略

注 フィルム2枚以上使用した場合は、フィルム1枚を増すごとに、次の額を加算する。

規 格	単 位	金 額
大 角	1 枚	130円
省略		
八 ツ 切	同	50円
省略		

省略

イ 検査及び予防接種

種 別	項 目	単 位	使 用 料 金 額	学校保健法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定による学校検診、労働安全衛生法第66条第1項の規定による定期の健康診断若しくは老人保健法 _____（昭和57年法律第80号）第20条の規定による健康診査又は一般成人病検診の使用料の額
省略				
予 防 接 種	省略			
	日本脳炎	同	440円	

ウ・エ 省略

2 治療料

ア 歯科治療料

省略 その他の歯 診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生 科治療料 労働省告示第59号）の別表第2 歯科診療 報酬点数表により算出した額の8割 イ・ウ 省略	省略 その他の歯 診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生 科治療料 労働省告示第92号）の別表第2 歯科診療 報酬点数表により算出した額の8割 イ・ウ 省略
--	--

（愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則の一部改正）

第2条 愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則（昭和47年愛媛県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（使用料の額） 第2条 使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表による。	（使用料の額） 第2条 使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）別表第1 医科診療報酬点数表による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第13号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
（委託書等の様式及び提出先） 第1条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例（昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。）第2条の規定により試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験等」という。）の依頼をしようとする者は、別記第1号様式の1（水道水水質試験にあつては、別記第1号様式の2 _____とする。）の委託書に検査物 _____ _____及び使用料を添え、研究所の施設を使用しようとする者は、別記第2号様式の使用許可申請書に使用料を添えて、所長に提出しなければならない。 2 省略 （使用料の額） 第4条 省略 (1)・(2) 省略 (3) 職員が出張して試験等 _____を行う場合は、当該職員相当の旅費額及び用具の運搬費その他の実費を基準として知事が定める額 2・3 省略 別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表	（委託書等の様式及び提出先） 第1条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例（昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。）第2条の規定により試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験等」という。）の依頼をしようとする者は、別記第1号様式の1（水道水水質試験にあつては別記第1号様式の2と、ダイオキシン類の分析にあつては別記第1号様式の3とする。）の委託書に検査物（ <u>所長が職員による採取を必要と認めたとものを除く。</u> ）及び使用料を添え、研究所の施設を使用しようとする者は、別記第2号様式の使用許可申請書に使用料を添えて、所長に提出しなければならない。 2 省略 （使用料の額） 第4条 省略 (1)・(2) 省略 (3) 職員が出張して試験等 <u>又は検査物の採取を行う場合は</u> 、当該職員相当の旅費額及び用具の運搬費その他の実費を基準として知事が定める額 2・3 省略 別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査分類</th> <th>試験項目</th> <th>検体の量</th> <th>単 位</th> <th>使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 食品</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留動物用医薬品試験</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	1 食品	省略				残留動物用医薬品試験	省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査分類</th> <th>試験項目</th> <th>検体の量</th> <th>単 位</th> <th>使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 食品</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留動物用医薬品試験</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	1 食品	省略				残留動物用医薬品試験	省略		
検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額																									
1 食品	省略																												
	残留動物用医薬品試験	省略																											
検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額																									
1 食品	省略																												
	残留動物用医薬品試験	省略																											

	一斉試験法による残留農薬等又は残留動物用医薬品等の試験(30項目以上の一斉試験)	1キ口グラム以上	1項目	1,050円				
	省略							
2~9	省略							
10	水道水	ア~エ 省略						
	オ 従属栄養細菌検査	同	同	1,890円				
	カ 大腸菌検査	同	1項目	3,990円				
	キ 嫌気性芽胞菌検査	同	同	3,040円				
	ク 省略							
	ケ 省略							
	コ 省略							
11	プール水、海水浴場水、公衆浴場水等	省略 同(細菌検査)	滅菌瓶入り0.2リットル	同	2,940円			
	省略							
12~14	省略							
15	省略							
16	排泄物、分泌物及び浸出物	ア 顕微鏡検査		1検体	160円			
	イ 細菌培養同定検査 (ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体			同	1,040円			
	(イ) 消化管からの検体			同	1,040円			
	(ウ) その他の部位からの検体			同	880円			
	ウ 簡易培養検査			同	440円			
	エ 省略							
	オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 抗酸菌分			同	1,200円			
	省略							
17	排泄物、分泌物及び浸出物	ア 顕微鏡検査		1検体	130円			
	イ 細菌培養同定検査 (ア) 口腔、気道又は呼吸器からの検体			同	960円			
	(イ) 消化管からの検体			同	960円			
	(ウ) その他の部位からの検体			同	760円			
	ウ 簡易培養検査			同	400円			
	エ 省略							
	オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 抗酸菌分			同	1,040円			
	省略							
18	省略							
19	省略							
20	省略							
21	省略							
22	省略							
23	省略							
24	省略							
25	省略							
26	省略							
27	省略							
28	省略							
29	省略							
30	省略							
31	省略							
32	省略							
33	省略							
34	省略							
35	省略							
36	省略							
37	省略							
38	省略							
39	省略							
40	省略							
41	省略							
42	省略							
43	省略							
44	省略							
45	省略							
46	省略							
47	省略							
48	省略							
49	省略							
50	省略							

		離培養検査 1						
		b 同 2	同		1,120円			960円
		(イ) 同定検査	同		2,240円			1,920円
		カ 薬剤感受性検査						
		(ア) 抗酸菌	同		1,600円			1,680円
		(イ) 一般細菌	1 検体		1,040円		1 検体	880円
			1 菌種				1 菌種	
			1 検体		1,360円		1 検体	1,200円
			2 菌種				2 菌種	
			1 検体		1,760円		1 検体	1,600円
			3 菌種				3 菌種	
			以上				以上	
		キ 微生物核酸同定検査						
		(ア) 淋菌、クラミジアトラコマチス	1 検体		1,680円		1 検体	1,600円
		(イ) 結核菌、抗酸菌群	同		3,280円		1 検体	2,880円
		(ウ) マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー	1 検体		3,440円		同	3,360円
		(エ) ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査	同		3,600円		同	3,760円
		ク 微生物同定検査						
		(ア) 大腸菌ペロトキシン検出検査等	同		1,600円		同	1,520円
		(イ) 省略						
17	血清等 (梅毒反応及びその他の血清反応)	ア~ウ 省略						
		エ レプトスピラ抗体価測定	1 抗原		1,680円		1 抗原	1,760円
		オ ワイルフェリックス反応	同		2,400円		同	2,640円
		カ 省略						
18	臨床病理 血液	末梢血液一般検査(血球数、色素、ヘマトクリット等)	同		170円		同	180円
		血液像	同		140円		同	150円
		ヘモグロビンA1C	同		400円		同	440円
19	臨床病理 血液	末梢血液一般検査(血球数、色素、ヘマトクリット等)	同		170円		同	180円
		血液像	同		140円		同	150円
		ヘモグロビンA1C	同		400円		同	440円

	省略			
	総鉄結合能		同	680円
	不飽和鉄結合能		同	640円
	C反応性蛋白(CRP)定性	1検体 1項目		120円
尿	比重、PH、糖定性、蛋白定性、ビリルビン定性、ウロビリニン定性、ウロビリノーゲン定性	1検体		200円
	沈渣鏡検		同	200円
	糖定量		同	70円
	省略			
糞便	省略			
	ヘモグロビン		同	290円
19 ウイルス(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	ウイルス抗体価測定	1抗原 又は1型		640円
	省略			
	HIV 1、2抗体(EIA法、PAA法、免疫クロマト法)	1検体 1項目		1,040円
	単純ヘルペスウイルス特異抗原	1検体 1項目		1,440円
	省略			
	HIV 2抗体価精密測定	同		3,040円
	省略			
	SARSコロナウイルス核酸増幅検査	同		3,600円
20 省略				
21 免疫学的検査(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン測定	同		3,360円
	省略			
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 採取	採血(静脈)	1検体		80円
	省略			
	総鉄結合能、不飽和鉄結合能		同	130円
	C反応性蛋白(CRP)定性	1検体 1項目		130円
尿	比重、PH、糖定性、蛋白定性、ビリルビン定性、ウロビリニン定性、ウロビリノーゲン定性	1検体		220円
	沈渣鏡検		同	180円
	糖定量		同	80円
	省略			
糞便	省略			
	ヘモグロビン		同	300円
20 ウイルス(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	ウイルス抗体価測定	1抗原 又は1型		600円
	省略			
	HIV 1、2抗体(EIA法、PAA法、免疫クロマト法)	1検体 1項目		960円
	単純ヘルペスウイルス特異抗原	1検体 1項目		1,360円
	省略			
	HIV 2抗体価精密測定	同		2,960円
	省略			
	SARSコロナウイルス核酸増幅検査	同		3,840円
21 省略				
22 免疫学的検査(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン測定	同		3,280円
	省略			
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 省略				
27 採取	採血(静脈)	1検体		90円

	省略								
27	省略				28	省略			

第2条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2(表)試験を必要とする項目の項中「ベンゼン」の下に「、塩素酸」を加える。

別記第1号様式の3を削る。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第14号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第4条 法 _____ 及びこの規則により知事に提出すべき書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p> <p>(様式及び提出数)</p> <p>第5条 前条の書類の様式及び提出数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第4条 法、<u>理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)</u> 及びこの規則により知事に提出すべき書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p> <p>(様式及び提出数)</p> <p>第5条 前条の書類の様式及び提出数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>理容師養成施設指定規則第9条の規定による理容師養成施設入所者数・卒業者数届(様式第8号1通)</u></p>

様式第8号を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第4条 法 _____ 及びこの規則により知事に提出すべき書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第5条 前条の書類の様式及び提出数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第4条 法、<u>美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)</u> 及びこの規則により知事に提出すべき書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第5条 前条の書類の様式及び提出数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>美容師養成施設指定規則第8条の規定による美容師養成施設入所者数・卒業者数届(様式第8号1通)</u></p>

様式第8号を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



○愛媛県規則第15号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																																																				
（休館日等） <b>第2条 省略</b> 2 省略 3 第1項の規定にかかわらず、診療のうち歯科診療を行う日は、毎週 <u>金曜日</u> とする。 4 省略 （使用料の額） <b>第32条</b> 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定する額とする。 <b>別表第2</b> （第46条関係）					（休館日等） <b>第2条 省略</b> 2 省略 3 第1項の規定にかかわらず、診療のうち歯科診療を行う日は、毎週 <u>火曜日</u> とする。 4 省略 （使用料の額） <b>第32条</b> 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定する額とする。 <b>別表第2</b> （第46条関係）																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">診断書料</td> <td>普通診断書</td> <td>1部</td> <td><u>2,410円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種年金診断書</td> <td rowspan="2">1部</td> <td rowspan="2"><u>5,040円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険診断書</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文書料</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。</td> </tr> <tr> <td>診療費納付証明書</td> <td>1部</td> <td><u>1,360円</u></td> </tr> <tr> <td>自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書</td> <td>1部</td> <td><u>4,620円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	単位	金額	備考	診断書料	普通診断書	1部	<u>2,410円</u>		省略				各種年金診断書	1部	<u>5,040円</u>		生命保険診断書		文書料	省略			公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。	診療費納付証明書	1部	<u>1,360円</u>	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>4,620円</u>	省略					<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">診断書料</td> <td>普通診断書</td> <td>1部</td> <td><u>2,100円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種年金診断書</td> <td rowspan="2">1部</td> <td rowspan="2"><u>4,720円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険診断書</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文書料</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。</td> </tr> <tr> <td>診療費納付証明書</td> <td>1部</td> <td><u>1,260円</u></td> </tr> <tr> <td>自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書</td> <td>1部</td> <td><u>3,990円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	単位	金額	備考	診断書料	普通診断書	1部	<u>2,100円</u>		省略				各種年金診断書	1部	<u>4,720円</u>		生命保険診断書		文書料	省略			公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。	診療費納付証明書	1部	<u>1,260円</u>	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>3,990円</u>	省略				
名称	区分	単位	金額	備考																																																																					
診断書料	普通診断書	1部	<u>2,410円</u>																																																																						
	省略																																																																								
	各種年金診断書	1部	<u>5,040円</u>																																																																						
	生命保険診断書																																																																								
文書料	省略			公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。																																																																					
	診療費納付証明書	1部	<u>1,360円</u>																																																																						
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>4,620円</u>																																																																						
省略																																																																									
名称	区分	単位	金額	備考																																																																					
診断書料	普通診断書	1部	<u>2,100円</u>																																																																						
	省略																																																																								
	各種年金診断書	1部	<u>4,720円</u>																																																																						
	生命保険診断書																																																																								
文書料	省略			公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。																																																																					
	診療費納付証明書	1部	<u>1,260円</u>																																																																						
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>3,990円</u>																																																																						
省略																																																																									

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則を廃止する規則

愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則（昭和44年愛媛県規則第44号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支出決議書の作成）</p> <p><b>第43条</b> 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) _____災害遺児福祉手当</p> <p>(17)～(28) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（支出決議書の作成）</p> <p><b>第43条</b> 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) <u>重度心身障害児福祉手当及び災害遺児福祉手当</u></p> <p>(17)～(28) 省略</p> <p>2 省略</p>

○愛媛県規則第17号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（方法書の作成）</p> <p><b>第 4 条</b> 省略</p> <p><u>2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。</u></p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 条例第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由 _____ を明らかにするものとする。<u>この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。</u></p> <p><u>6</u> 省略</p> <p>（準備書の作成）</p>	<p>（方法書の作成）</p> <p><b>第 4 条</b> 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 条例第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由（技術指針に定める標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p>（準備書の作成）</p>

**第11条 省略**

2 第4条第2項の規定は、条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第5条第1項第2号に掲げる事項の記載について準用する。

3 第4条第3項の規定は、条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第5条第1項第3号に掲げる事項の記載について準用する。

4 第4条第4項の規定は、第1項第1号に掲げる事項のうち同条第1項第4号に掲げる事項及び前項において準用する同条第3項の規定により把握した結果の記載について準用する。

## 5 省略

6 第4条第5項の規定は、条例第13条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。

7 条例第13条第1項第7号アに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 予測に当たり、地方公共団体その他の事業者以外の者（第6号及び第10項第3号並びに第47条第7項第1号において「地方公共団体等」という。）により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込んで将来の環境の状況の推定をした場合にあっては、当該施策の内容

(5)・(6) 省略

8 条例第13条第1項第7号イに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1)～(6) 省略

(7) 代償措置を講じようとする場合にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

9 条例第13条第1項第7号イに掲げる事項の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

## 10 省略

## 11 省略

12 第4条第6項の規定は、条例第13条第3項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。

（評価書の作成）

**第35条 省略**

2 第11条第1項から第11項までの規定は、条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

3 第11条第5項の規定は、条例第21条第2項第4号に掲げる事項の記載について準用する。

4 第4条第6項の規定は、2以上の対象事業について併せて評価書を作成した場合について準用する。

（事後調査報告書の作成）

**第47条 省略**

2 第11条第5項の規定は、条例第36条第2号に掲げる事項のうち条例第21条第2項第4号に掲げる事項の記載について準用する。

## 3 省略

4 第4条第2項の規定は、条例第36条第1号に掲げる事項のうち条例第5条第1項第2号に掲げる事項について準用する。

5 第4条第3項の規定は、条例第36条第4号に掲げる事項の記載について準用する。

6 第4条第4項の規定は、第1項第2号に掲げる事項及び前項に

**第11条 省略**

2 第4条第2項の規定は、条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第5条第1項第3号に掲げる事項の記載について準用する。

3 第4条第3項の規定は、第1項第1号に掲げる事項のうち同条第1項第4号に掲げる事項及び前項において準用する同条第2項の規定により把握した結果の記載について準用する。

## 4 省略

5 第4条第4項の規定は、条例第13条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。

6 条例第13条第1項第7号アに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 予測に当たり、地方公共団体その他の事業者以外の者（第6号及び第9項第3号並びに第47条第6項第1号において「地方公共団体等」という。）により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込んで将来の環境の状況の推定をした場合にあっては、当該施策の内容

(5)・(6) 省略

7 条例第13条第1項第7号イに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1)～(6) 省略

## 8 省略

## 9 省略

10 第4条第5項の規定は、条例第13条第3項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。

（評価書の作成）

**第35条 省略**

2 第11条第1項から第9項までの規定は、条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

3 第11条第4項の規定は、条例第21条第2項第4号に掲げる事項の記載について準用する。

4 第4条第5項の規定は、2以上の対象事業について併せて評価書を作成した場合について準用する。

（事後調査報告書の作成）

**第47条 省略**

2 第11条第4項の規定は、条例第36条第2号に掲げる事項のうち条例第21条第2項第4号に掲げる事項の記載について準用する。

## 3 省略

4 第4条第2項の規定は、条例第36条第4号に掲げる事項の記載について準用する。

5 第4条第3項の規定は、第1項第2号に掲げる事項及び前項に

において準用する同条第3項の規定により把握した結果の記載について準用する。

7 省略

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

**第58条** 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第4条から第45条まで(第4条第6項(第11条第12項及び第35条第4項において準用する場合を含む。))及び第40条第2項第4号を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	省略	
第4条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第4条第3項	省略	
第4条第5項	省略	
省略		
第11条第1項	省略	
第11条第2項	条例第13条第1項第1号	第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第1号
	条例第5条第1項第2号	第52条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号
第11条第3項	省略	
第11条第5項	省略	
第11条第6項	省略	
第11条第7項	省略	
第11条第8項	省略	
第11条第9項	条例第13条第1項第7号イ	第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第7号イ
第11条第10項	省略	
第11条第11項	省略	
第11条第11項第4号	省略	
省略		

において準用する同条第2項の規定により把握した結果の記載について準用する。

6 省略

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

**第58条** 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第4条から第45条まで(第4条第5項(第11条第10項及び第35条第4項において準用する場合を含む。))及び第40条第2項第4号を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	省略	
第4条第2項	省略	
第4条第4項	省略	
省略		
第11条第1項	省略	
第11条第2項	省略	
第11条第4項	省略	
第11条第5項	省略	
第11条第6項	省略	
第11条第7項	省略	
第11条第8項	省略	
第11条第9項	省略	
第11条第9項第4号	省略	
省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県環境影響評価条例施行規則第4条から第58条までの規定は、この規則の施行の日以後に愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第7条に規定する公告を行った事業について適用し、同日前に当該公告を行った事業については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第18号

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
<b>別表（第1条関係）</b>						<b>別表（第1条関係）</b>					
名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間	名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略						省略					
愛媛県立今治高等技術専門校	普通職業訓練	省略				愛媛県立今治高等技術専門校	普通職業訓練	省略			
								短期課程	配管科	10人	1年
愛媛県立松山高等技術専門校	普通職業訓練	省略				愛媛県立松山高等技術専門校	普通職業訓練	省略			
								短期課程	ビジネス経理科	20人	6月
愛媛県立宇和島高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	省略			愛媛県立宇和島高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	省略		
			介護ヘルパー科	60人	2月				介護ヘルパー科	60人	2月
			ソーイングオペレーション科	10人	9月						

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第19号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則**

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（申請又は届出の経由機関）</p> <p><b>第3条</b> 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地を所轄する地方局長を経由して申請し、又は届け出なければならない。ただし、県内に住所を有しない者で漁業法第66条第1項の漁業（小型さけ・ます流し網漁業を除く。）並びに第7条第2号、第8号、第9号、第15号、第18号及び第19号に規定する<u>漁業</u>に関し知事に申請し、又は届け出ようとするものは、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添えて申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>（漁業の許可）</p> <p><b>第7条</b> 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第4号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第7号、第12号、第15号及び第16号に規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項</p>	<p>（申請又は届出の経由機関）</p> <p><b>第3条</b> 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地を所轄する地方局長を経由して申請し、又は届け出なければならない。ただし、県内に住所を有しない者で漁業法第66条第1項の漁業（小型さけ・ます流し網漁業を除く。）並びに第7条第1項第2号、<u>第7号</u>、第8号、第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするものは、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添えて申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>（漁業の許可）</p> <p><b>第7条</b> 漁業法第66条第1項に規定する漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、第1号から第4号までに掲げるものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第4号に掲げる漁業を除き、漁業権又は入漁権に基づいて営む場合は、この限りでない。</p>

の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 機船船びき網（沖取網を含み、瀬戸内海（漁業法第110条第2項に規定する瀬戸内海をいう。以下同じ。）において総トン数5トン以上の動力漁船（同法第2条第3項に規定する動力漁船をいう。）を使用するものを除く。当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。）
- (2) ごち網（第37条第3号に掲げる漁業の方法を除く。当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。）
- (3) 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。）
- (4) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含み、船舶を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。）
- (5) 船舶を使用しない潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。当該漁業の方法による漁業を「船舶を使用しない潜水器漁業」という。）
- (6) 地びき網（当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）
- (7) 固定式刺し網（当該漁業の方法による漁業を「固定式刺し網漁業」という。）
- (8) 流し網（以下当該漁業の方法による漁業を「流し網漁業」という。）
- (9) 刺し網（いさぎ及びはまち追掛網による漁業の方法を含み、前2号に掲げるものを除く。当該漁業の方法による漁業を「刺し網漁業」という。）
- (10) 敷網（以下当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。）
- (11) 袋待網（当該漁業の方法による漁業を「袋待網漁業」という。）
- (12) 小型定置網（当該漁業の方法による漁業を「小型定置網漁業」という。）
- (13) かご（かにかご、いかかご、いか巣及びいか玉による漁業の方法により燧灘（今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点（千波山嶽鼻）、同市白石（二ツ石）及び広島県上蒲刈島黒鼻を順次結んだ直線以東の瀬戸内海のうち愛媛県海域。以下同じ。）及び伊予灘（瀬戸内海のうち燧灘を除いた愛媛県海域。以下同じ。）においてするものに限る。当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。）
- (14) すくい網（火光を利用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。）
- (15) たこつぼ（当該漁業の方法による漁業を「たこつぼ漁業」という。）
- (16) えむし漕（当該漁業の方法による漁業を「えむし漕漁業」という。）
- (17) 空つりこぎ（空つりなわによる漁業の方法を含む。以下当該漁業の方法による漁業を「空つりこぎ漁業」という。）
- (18) 延なわ（たい、はも、あなご及びふぐの採捕を目的とするものに限る。当該漁業の方法による漁業を「延なわ漁業」という。）
- (19) ほこ突き（火光を利用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「ほこ突き漁業」という。）
- (20) まきえづり（燧灘及び伊予灘においてするものに限る。当該漁業の方法による漁業を「まきえづり漁業」という。）

- (1) 機船船びき網漁業（沖取網漁業を含み、瀬戸内海機船船びき網漁業を除く。以下同じ。）
- (2) ごち網漁業
- (3) 小型まき網漁業（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下同じ。）
- (4) 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを含む。以下同じ。）
- (5) 地びき網漁業
- (6) 固定式刺し網漁業
- (7) 流し網漁業
- (8) 刺し網漁業（いさぎ及びはまち追掛網漁業を含み、前2号に掲げるものを除く。）
- (9) 敷網漁業
- (10) 袋待網漁業
- (11) 小型定置漁業
- (12) かご漁業（かにかご漁業、いかかご漁業、いか巣漁業及びいか玉漁業に限る。）
- (13) すくい網漁業（火光を利用するものに限る。）
- (14) たこつぼ漁業
- (15) えむし漕漁業
- (16) 空つりこぎ漁業（空つりなわ漁業を含む。以下同じ。）
- (17) 延なわ漁業（たい、はも、あなご及びふぐの採捕を目的とするものに限る。）
- (18) ほこ突き漁業（火光を利用するものに限る。）
- (19) まきえづり漁業

2 前項第12号及び第19号に掲げる漁業は、燧灘（今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点（千波山嶽鼻）、同市白石（二ツ石）及び広島県上蒲刈島黒鼻を順次結んだ直線以東の瀬戸内海（漁業法第110条第2項に規定する瀬戸内海をいう。以下同じ。）のうち愛媛県海域。以下同じ。）及び伊予灘（瀬戸内海のうち燧灘を除いた愛媛県海域。以下同じ。）において操業するものに限る。

(許可の申請)

第8条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、同法第66条第1項の規定による漁業及び前条第1号から第4号までに規定する漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第4号(小型機船底びき網漁業にあつては、様式第4号の2)による申請書を知事に提出しなければならない。

2~6 省略

(許可等の定数)

第25条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第7条各号に規定する漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

2~5 省略

(漁業の禁止)

第37条 次の各号に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) 沖縄式追込網(瀬戸内海においてするものを除く。)
- (2) はもごち網
- (3) 2そうローラーごち網
- (4) 磯たたき網
- (5) 空つりこぎ(瀬戸内海においてするものを除く。)

第41条から第43条まで 削除

(許可の申請)

第8条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、同法第66条第1項の規定による漁業及び前条第1項第1号から第4号までに掲げる漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第4号(小型機船底びき網漁業にあつては、様式第4号の2)による申請書を知事に提出しなければならない。

2~6 省略

(許可等の定数)

第25条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第7条各号に掲げる漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

2~5 省略

(漁業の禁止)

第37条 次に掲げる漁業は、営んではならない。

- (1) 沖なわ式追込網漁業
- (2) はもごち網漁業
- (3) 2そうローラーごち網漁業
- (4) 磯たたき網漁業(いさぎ及びはまち追掛網漁業を除く。)
- (5) 空つりこぎ漁業(宇和海におけるものに限る。)

(禁止区域等)

第41条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁業種類	禁止区域
1 小型まき網漁業及び中型まき網漁業のうちたい、さわら網漁業	1 次のアからコまでの点を順次結んだ9直線、サからセまでの点を順次結んだ3直線及びコからサまでの最大高潮時海岸線とソからチまでの点を順次結んだ2直線との間の愛媛県海域 ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点(余木崎) イ アの点と香川県伊吹島赤崎とを結んだ直線と新居浜市大島南端と香川県観音寺港防波堤突端とを結んだ直線との交点 ウ 新居浜市大島南端と香川県観音寺港防波堤突端とを結んだ直線と四国中央市川之江港防波堤突端と今治市明神島東北端とを結んだ直線との交点 エ 四国中央市川之江港防波堤突端と今治市明神島東北端とを結んだ直線と西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点(大崎鼻)と香川県大股島

北端とを結んだ直線との交点

オ 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点(大崎鼻)と香川県大股島北端とを結んだ直線と同市宮窪町横島西端と同市小比岐島東端とを結んだ直線の同小比岐島東端の側の延長線との交点

カ 今治市宮窪町横島西端と同市小比岐島東端とを結んだ直線と同市蒼社川川尻左岸と越智郡上島町豊島西端とを結んだ直線との交点

キ 今治市蒼社川川尻左岸と越智郡上島町豊島西端とを結んだ直線と同市宮窪町横島西端と同市明神島東北端とを結んだ直線との交点

ク 越智郡上島町津波島ジネンゴ鼻と今治市明神島東北端とを結んだ直線上同ジネンゴ鼻1,000メートルの点

ケ 越智郡上島町弓削島南端と同町豊島西南端とを結んだ直線上同弓削島南端1,000メートルの点

コ 越智郡上島町豊島西南端

サ 越智郡上島町豊島東端

シ 越智郡上島町弓削島東端とサの点とを結んだ直線上同弓削島東端1,600メートルの点

ス 越智郡上島町百貫島頂

セ 広島県因島地蔵鼻

ソ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点(千波山嶽鼻)

タ 松山市白石(ニツ石)

チ 広島県上蒲刈島黒鼻

2 越智郡上島町津波島ジネンゴ鼻と今治市明神島東北端とを結んだ直線と同郡上島町弓削島南端と同町豊島西南端とを結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

3 越智郡上島町魚島、高井神島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域

4 今治市明神島、梶島、美濃島及び小比岐島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域並びに同市バンダイ礁を中心とする半径1,000メートル以内の海域

5 今治市アシカ礁を中心とする半径500メートル以内の海域

1の2 小型まき網漁業及び中型まき網漁業

西宇和郡伊方町佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線と同町童子鼻と同県大分市高島東端とを結んだ直線との間の愛媛県海域

2 さわら流し網漁業

1 次のアからカまでの点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲ま



れた海域

ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点(余木崎)

イ アの点と香川県伊吹島赤崎とを結んだ直線上同点4,000メートルの点

ウ 四国中央市具定町と市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点4,000メートルの点

エ 新居浜市大島松ヶ鼻と越智郡上島町魚島東端とを結んだ直線上同松ヶ鼻2,000メートルの点

オ 西条市氷見と市今在家との最大高潮時海岸線における境界点と今治市梶島西端とを結んだ直線上同境界点6,500メートルの点

カ 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点(大崎鼻)

2 次のアからオまでの点を順次結んだ4直線、カからクまでの点を順次結んだ2直線、オからカまでの最大高潮時海岸線とケとコの点を結んだ直線、サからスマまでの点を順次結んだ2直線及びコからサまでの最大高潮時海岸線との間の愛媛県海域

ア 今治市大浜灯台

イ 今治市竜神島灯台と市比岐島頂とを結んだ直線上同竜神島灯台1,900メートルの点

ウ 今治市宮窪町横島頂と市明神島北端とを結んだ直線上同横島頂3,000メートルの点

エ 越智郡上島町津波島西端と今治市明神島東端とを結んだ直線上同津波島西端2,000メートルの点

オ 越智郡上島町豊島西南端

カ 越智郡上島町豊島東端

キ 越智郡上島町百貫島頂

ク 広島県因島地蔵鼻

ケ 今治市大角鼻

コ 今治市大島荒戸鼻

サ 今治市大島竹ヶ鼻

シ 今治市岡村島観音崎

ス 広島県大崎下島東端

3 越智郡上島町魚島、高井神島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域

4 越智郡上島町豊島及び百貫島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域

3 2 そうごち  
網漁業

1 次のアからスマまでの点を順次結んだ12直線、セからタまでの点を順次結んだ2直線及びスからセまでの最大高潮時海岸線とチと二の点を結んだ直線との間の愛媛

県海域。ただし、チからテまでの点を順次結んだ2直線とトとナの点を結んだ直線との間の海域を除く。

ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点(余木崎)

イ アの点と香川県伊吹島赤埼とを結んだ直線と同県豊浜港防波堤突端と今治市美濃島南端とを結んだ直線との交点

ウ 香川県豊浜港防波堤突端と今治市美濃島南端とを結んだ直線と西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点(大崎鼻)と香川県伊吹島赤埼とを結んだ直線との交点

エ 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界点(大崎鼻)とウの点とを結んだ直線と今治市比岐島西端と同市小平市島東端とを結んだ直線の同小平市島の東端の側の延長線との交点

オ 今治市比岐島西端

カ 今治市旧津倉村と同市旧亀山村との東部最大高潮時海岸線における境界線とオの点とを結んだ直線上同境界点1,500メートルの点

キ 今治市大島戸代鼻と同市明神島東北端とを結んだ直線上同戸代鼻3,000メートルの点

ク 越智郡上島町津波島西南端と今治市明神島東北端とを結んだ直線上同津波島西南端3,000メートルの点

ケ 越智郡上島町津波島西南端と今治市明神島東北端とを結んだ直線上同津波島西南端500メートルの点

コ 越智郡上島町津波島東北端と同町高井神島南端とを結んだ直線上同津波島東北端1,000メートルの点

サ 越智郡上島町津波島東北端と同町高井神島南端とを結んだ直線上同津波島東北端3,000メートルの点

シ 越智郡上島町佐島南端と同町豊島西南端とを結んだ直線上同佐島南端2,000メートルの点

ス 越智郡上島町豊島西南端

セ 越智郡上島町豊島東端

ソ 越智郡上島町百貫島頂

タ 広島県因島地蔵鼻

チ 今治市大角鼻

ツ 今治市吉海町川路小平寺と同市上浦町下坂とを結んだ直線上同川路小平寺800メートルの点

テ 今治市上浦町下坂

ト 今治市大三島町日向泊

ナ 広島県齊島南端

ニ 広島県大崎下島西南端

		<p>2 <u>越智郡上島町魚島、高井神島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域</u></p> <p>3 <u>越智郡上島町豊島及び百貫島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域</u></p> <p>4 <u>今治市明神島、梶島、美濃島、比岐島及び小比岐島(アシカ礁を含む。)の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域並びに同市バンダイ礁を中心とする半径1,000メートル以内の海域</u></p>
<p>4 <u>1 ソーローラーごち網漁業</u></p>	<p>1 <u>次のアからセまでの点を順次結んだ13直線とソからツまでの点を順次結んだ3直線との間の愛媛県海域。ただし、テから又までの点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域を除く。</u></p> <p>ア <u>今治市頼田川川尻右岸</u></p> <p>イ <u>アの点と今治市梶島頂とを結んだ直線上同点2,000メートルの点</u></p> <p>ウ <u>今治市今治港防波堤緑灯台と同市竜神島灯台と同市比岐島頂とを結んだ直線上同竜神島灯台1,900メートルの点とを結んだ直線上同緑灯台2,000メートルの点</u></p> <p>エ <u>今治市今治港防波堤緑灯台とウの点とを結んだ直線の延長線と同市大島黒鼻と同市平市島西端とを結んだ直線との交点</u></p> <p>オ <u>今治市大島黒鼻と同市平市島西端とを結んだ直線上同黒鼻100メートルの点</u></p> <p>カ <u>今治市吉海町と同市宮窪町との東部最大高潮時海岸線における境界点と同市小比岐島東北端とを結んだ直線上同境界点100メートルの点</u></p> <p>キ <u>今治市吉海町と同市宮窪町との東部最大高潮時海岸線における境界点と同市小比岐島東北端とを結んだ直線上同境界点1,300メートルの点</u></p> <p>ク <u>今治市大島戸代鼻と同市梶島頂とを結んだ直線上同戸代鼻3,000メートルの点</u></p> <p>ケ <u>今治市ムツイソ灯台と越智郡上島町高井神島南端とを結んだ直線上同ムツイソ灯台300メートルの点</u></p> <p>コ <u>越智郡上島町津波島西南端と今治市明神島東端とを結んだ直線上同津波島西南端500メートルの点</u></p> <p>サ <u>越智郡上島町津波島東北端と同町高井神島北端とを結んだ直線上同津波島東北端1,000メートルの点</u></p> <p>シ <u>越智郡上島町高井神島北端</u></p> <p>ス <u>越智郡上島町百貫島頂</u></p>	

- セ 広島県因島地蔵鼻
- ソ 広島県大崎下島東端
- タ 今治市岡村島観音埼
- チ 今治市怪島東端
- ツ 今治市怪島頂から真方位226度2,100メートルの点(同市旧皆曲鼻)
- テ 今治市上浦町下坂
- ト テの点と今治市津島西端とを結んだ直線と同市大島竹ヶ鼻と同市大角鼻とを結んだ直線との交点
- ナ 今治市大島竹ヶ鼻と同市大角鼻とを結んだ直線と同市大下島鯉の鼻と同市来島西端とを結んだ直線との交点
- ニ 今治市大下島鯉の鼻と同市来島西端とを結んだ直線と同市大三島町日向泊と広島県齊島南端とを結んだ直線との交点
- ヌ 今治市大三島町日向泊
- 2 今治市今治港防波堤緑灯灯台真方位70度30分の線と同市龍神島灯台真方位157度30分の線との交点(通称沈船礁)を中心とする半径200メートル以内の海域
- 3 今治市明神島、梶島、美濃島、比岐島及び小比岐島(アシカ礁を含む。)の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域並びに同市バンダイ礁を中心とする半径1,000メートル以内の海域
- 4 越智郡上島町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域
- 5 越智郡上島町魚島、高井神島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域
- 6 次のアからウまでの点を順次結んだ2直線とエとオの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線(広島県齊島周辺を除く。)から1,000メートル以内の海域
- ア 今治市岡村島観音埼
- イ 今治市怪島東端
- ウ 今治市怪島頂から真方位226度2,100メートルの点(同市旧皆曲鼻)
- エ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点(千波山嶽鼻)
- オ 松山市白石(二ツ石)
- 7 次のアとイの点を結んだ直線とウからオまでの点を順次結んだ2直線との間の愛媛県陸地部における最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域
- ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点(千波山嶽鼻)
- イ 松山市白石(二ツ石)
- ウ 松山市白石鼻
- エ 松山市興居島頭埼
- オ 松山市殿島頂

- 8 次のアとイの点を結んだ直線、ウからクまでの点を順次結んだ5直線及び最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域
- ア 松山市白石鼻
- イ 松山市興居島頭崎
- ウ 松山市興居島御手洗岬
- エ 松山市大可賀モンピと同市由利島東端とを結んだ直線上同モンピ4,000メートルの点
- オ 伊予郡松前町重信川川尻左岸と山口県大水無瀬島頂とを結んだ直線上同川尻左岸4,000メートルの点
- カ 伊予郡松前町重信川川尻左岸と山口県大水無瀬島頂とを結んだ直線上同川尻左岸1,500メートルの点
- キ 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点と市長浜町青島波止の上泊とを結んだ直線上同境界点1,500メートルの点
- ク 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点
- 9 松山市安居島及び小安居島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域
- 10 松山市睦月島、野忽那島、中島(沖の孤島、地の孤島及び高島を含む。)、怒和島(二子島を含む。)、二神島(横島及び鴨背島を含む。)及び津和地島の周辺最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。ただし、次のアとイの点を結んだ直線、イからウまでの最大高潮時海岸線及びウとエの点を結んだ直線以北の海域を除く。
- ア 松山市白石(三ツ石)
- イ 松山市津和地島小ウノト鼻
- ウ 松山市津和地島カラモ鼻
- エ 山口県情島南端
- 11 松山市大館場島、小館場島、殿島及び小市島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域
- 12 松山市由利島及び大洲市青島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域
- 13 次のアからサまでの点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた愛媛県海域
- ア 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界点
- イ アの点と大洲市長浜町青島波止の上泊とを結んだ直線上同点4,500メートルの点
- ウ 大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島西端とを結んだ直線上同大屋の谷4,500メートルの点

- エ 大洲市松ケ崎と山口県平郡島櫛崎とを結んだ直線上同松ケ崎4,500メートルの点
  - オ 大洲市松ケ崎と山口県平郡島櫛崎とを結んだ直線上同松ケ崎3,500メートルの点
  - カ 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点と山口県八島洲崎とを結んだ直線上同境界点3,500メートルの点
  - キ 西宇和郡伊方町足成と同町二見との最大高潮時海岸線における境界点(ウドノセ鼻)と山口県八島西端とを結んだ直線上同境界点3,500メートルの点
  - ク 西宇和郡伊方町見舞崎と山口県祝島西端とを結んだ直線上同見舞崎3,500メートルの点
  - ケ 西宇和郡伊方町佐田岬真方位零度5,000メートルの点
  - コ 大分県関崎灯台
  - サ 西宇和郡伊方町佐田岬
- 14 宇和海

5 小型機船底びき網漁業(燧灘及び伊予灘における自家用つり餌料びき網漁業を除く。)

- 1 次のアからチまでの点を順次結んだ16直線と次のツからニまでの点を順次結んだ4直線との間の愛媛県海域。ただし、西条市西谷山山頂から真方位21度900メートルの点(西条市旧仏崎)、西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界点と今治市梶島西端とを結んだ直線上同境界点2,000メートルの点及び西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く。
- ア 愛媛県と香川県との最大高潮時海岸線における境界点(余木崎)
  - イ アの点と香川県伊吹島赤崎とを結んだ直線上同点2,000メートルの点
  - ウ 四国中央市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点2,000メートルの点
  - エ 新居浜市大島松ケ鼻と越智郡上島町魚島東南端とを結んだ直線上同松ケ鼻2,000メートルの点
  - オ 新居浜市垣生白石鼻と越智郡上島町魚島東南端とを結んだ直線上同白石鼻1,000メートルの点
  - カ 新居浜市御代島北端と今治市美濃島東端とを結んだ直線上同御代島北端1,000メートルの点
  - キ 新居浜市と西条市との境界点と今治市梶島東端とを結んだ直線上同境界点

3,600メートルの点

ク 西条市大明神川川尻右岸と新居浜市御代島北端とを結んだ直線上同川尻右岸2,500メートルの点

ケ 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界点と今治市小平市島南端とを結んだ直線上同境界点1,000メートルの点

コ 今治市頓田川川尻右岸と同市比岐島東南端とを結んだ直線上同川尻右岸2,000メートルの点

サ 今治市今治港防波堤緑灯台と同市竜神島灯台と同市比岐島頂とを結んだ直線上同竜神島灯台1,900メートルの点とを結んだ直線上同緑灯台2,000メートルの点

シ 今治市今治港防波堤緑灯台とサの点とを結んだ直線の延長線と同市志津見西突堤と同市松島西端とを結んだ直線との交点

ス 今治市志津見西突堤と同市松島西端とを結んだ直線上同西突堤1,500メートルの点

セ 越智郡上島町津波島南端と今治市明神島東北端とを結んだ直線上同津波島南端2,000メートルの点

ソ 越智郡上島町豊島東南端と同町高井神島北端とを結んだ直線の中央点

タ 越智郡上島町百貫島頂

チ 広島県因島地蔵鼻

ツ 広島県大崎下島東端

テ 今治市岡村島観音埼

ト テの点と今治市怪島東端とを結んだ直線と同市梶取鼻と広島県齊島南端とを結んだ直線との交点

ナ 今治市錨掛ノ鼻と同市大西町八幡山頂とを結んだ直線上同錨掛ノ鼻1,000メートルの点

ニ 今治市大西町八幡山頂

2 今治市明神島、梶島、美濃島、比岐島及び小比岐島（アシカ磯を含む。）の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域並びに同市バンダイ磯を中心とする半径500メートル以内の海域

3 越智郡上島町魚島、高井神島、ひょうたん島及び江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域

4 越智郡上島町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

5 次のアからエまでの点を順次結んだ3直線以北の愛媛県海域

ア 今治市岡村島観音埼

イ 広島県齊島東端と今治市怪島頂から

真方位226度2,100メートルの点(同市旧  
皆曲鼻)とを結んだ直線上同齊島東端  
3,000メートルの点

ウ 松山市白石(二ツ石)

エ 広島県下蒲刈島上黒島西端

6 松山市白石(二ツ石)の周辺最大高潮時  
海岸線から1,000メートル以内の海域

7 松山市安居島及び小安居島の周辺最大  
高潮時海岸線から1,500メートル以内の海  
域

8 次のアとイの点を結んだ直線とウとエ  
の点を結んだ直線との間の最大高潮時海  
岸線から1,000メートル以内の海域

ア 今治市錨掛ノ鼻

イ 今治市大西町八幡山頂

ウ 松山市白石鼻

エ 松山市興居島頭埼

9 次のアからキまでの点を順次結んだ6  
直線、クからナまでの点を順次結んだ13直  
線及び最大高潮時海岸線とによつて囲ま  
れた愛媛県海域

ア 松山市白石鼻

イ ウの点と松山市鹿島西端とを結んだ  
直線とアの点と同市小安居島頂とを結  
んだ直線との交点

ウ 松山市中島歌埼と同市安居島西端と  
を結んだ直線上同歌埼1,000メートルの  
点

エ ウの点と松山市小館場島東端とを結  
んだ直線の同島東端の側の延長線とオ  
の点と広島県齊島北端とを結んだ直線  
との交点

オ 松山市白石(三ツ石)

カ 松山市津和地島氏神鼻と広島県横島  
南西端とを結んだ直線上同氏神鼻2,500  
メートルの点

キ 山口県情島北端

ク 山口県情島南端

ケ 松山市津和地島カラモ鼻

コ ケの点と松山市由利島北端とを結ん  
だ直線と山口県片山島南端と同市興居  
島御手洗鼻とを結んだ直線との交点

サ 山口県片山島南端と松山市興居島御  
手洗鼻とを結んだ直線と同市由利島灯  
台と同市野忽那島灯台とを結んだ直線  
との交点

シ 松山市由利島灯台と同市野忽那島灯  
台とを結んだ直線と同市中島赤埼と同  
市興居島頭埼とを結んだ直線との交点

ス 松山市野忽那島灯台と同市興居島遠  
磯鼻とを結んだ直線と同市中島赤埼と  
同市興居島頭埼とを結んだ直線との交  
点



- セ 松山市野忽那島灯台と同市興居島道磯鼻とを結んだ直線と同市波妻鼻と同市釣島北端とを結んだ直線との交点
- ソ 松山市波妻鼻と同市釣島北端とを結んだ直線の同釣島北端の側の延長線と同市忽那山頂と同市二神島妙見山頂とを結んだ直線との交点
- タ 松山市忽那山頂と同市二神島妙見山頂とを結んだ直線上同忽那山頂2,000メートルの点
- チ 松山市重信川川尻右岸と同市由利島灯台とを結んだ直線上同川尻右岸2,000メートルの点
- ツ 松山市重信川川尻右岸と同市由利島灯台とを結んだ直線上同川尻右岸1,000メートルの点
- テ 伊予市郡中港防波堤灯台と松山市由利島灯台とを結んだ直線上同港防波堤灯台500メートルの点
- ト ナの点と松山市由利島灯台とを結んだ直線上同点1,000メートルの点
- ナ 伊予市森川川尻右岸
- 10 松山市白石(三ツ石)の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域
- 11 松山市小館場島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域
- 12 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域
- ア 伊予市森川川尻右岸
- イ 松山市由利島灯台
- ウ 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点
- エ 大洲市青島東端
- 13 松山市由利島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域
- 13の2 松山市釣島の周辺最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の海域
- 14 大洲市青島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域
- 15 次のアからシまでの点を順次結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた愛媛県海域
- ア 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界点
- イ アの点と大洲市青島東端とを結んだ直線上同点3,000メートルの点
- ウ 大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島中央とを結んだ直線上同大屋の谷3,000メートルの点
- エ 大洲市長浜町大屋の谷と山口県大水無瀬島中央とを結んだ直線上同大屋の谷4,500メートルの点

オ 大洲市松ケ崎と山口県八島北端とを結んだ直線上同松ケ崎4,500メートルの点

カ 大洲市松ケ崎と山口県八島北端とを結んだ直線上同松ケ崎3,000メートルの点

キ 八幡浜市夢永岬と山口県小水無瀬島西端とを結んだ直線上同夢永岬3,500メートルの点

ク 西宇和郡伊方町襖崎と山口県八島北端とを結んだ直線上同襖崎3,000メートルの点

ケ 西宇和郡伊方町見舞崎と山口県祝島西端とを結んだ直線上同見舞崎3,000メートルの点

コ 西宇和郡伊方町佐田岬真方位零度5,000メートルの点

サ 大分県関崎灯台

シ 西宇和郡伊方町佐田岬

16 西宇和郡伊方町小椋谷鼻と宇和島市日振島松ケ鼻とを結んだ直線上同小椋谷鼻1,700メートルの点と大分県沖無垢島北端とを結んだ直線以北の宇和海

17 西宇和郡伊方町小椋谷鼻と宇和島市日振島松ケ鼻とを結んだ直線と同町女子鼻と八幡浜市大島西端とを結んだ直線の間の同郡における最大高潮時海岸線から1,700メートル以内の海域

18 西宇和郡伊方町女子鼻、八幡浜市大島西端及び西予市明浜町大崎灯台を順次結んだ2直線以東の海域

19 八幡浜市粟小島、大島及び地ノ大島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域

20 西予市明浜町大崎灯台と八幡浜市大島西端とを結んだ直線と愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点と高知県大藤島頂とを結んだ直線との間の愛媛県陸地部における最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域

21 宇和島市戸島、嘉島、遠戸島、契島、黒島、日振島、沖ノ島、鷗島、横島、御五神島(寝床岩及び沖ノ桑箸を含む。)、同市津島町裸島、高島、竹ケ島、前島、南宇和郡愛南町大猿島、小猿島、塩子島(黒箸を含む。)、角島、黒部島、鹿島、横島、小横島、大地島、小地島、野地島及び当木島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域

22 宇和島市大良崎と同市嘉島北端を結んだ直線、同島南端と同市戸島貝崎を結んだ直線、同島東部と同市赤崎鼻を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれ

	<p>た海域</p> <p>23 八幡浜市大島粟小島北端真方位298度30分の線と同市大島青瀧鼻真方位327度30分の線との交点(通称沖ノ瀬)を中心として半径450メートル以内の海域</p> <p>24 宇和島市日振島黒鼻真方位274度の線と同市沖ノ島西端真方位257度の線との交点(通称勘兵衛ノ瀬)を中心として半径1,000メートル以内の海域</p> <p>25 宇和島市藁崎真方位251度30分の線と南宇和郡愛南町由良崎真方位317度30分の線との交点(通称沖ノ瀬)を中心として半径800メートル以内の海域</p> <p>26 南宇和郡愛南町横島西南端真方位276度の線と同町由良崎真方位231度の線との交点(通称鮪子瀬)を中心として半径400メートル以内の海域</p> <p>27 南宇和郡愛南町高茂崎真方位179度の線と同町鼻面崎真方位244度30分の線との交点(通称地ノ磯)を中心として半径400メートル以内の海域</p> <p>28 南宇和郡愛南町高茂崎真方位217度の線と同町鼻面崎真方位251度の線との交点(通称沖ノ磯)を中心として半径400メートル以内の海域</p>
<p>6 小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業以外の漁業</p>	<p>宇和海</p>

第42条 次の表の左欄に掲げる漁業種類については、同表の中欄に掲げる期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。

漁業種類	禁止期間	禁止区域
<p>小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業</p>	<p>4月1日から9月15日まで</p>	<p>次のアからエまでの点を順次結んだ3直線、エとオの点を結ぶ松山市由利島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートルの線のうち同島の西側の線、オとカの点を結んだ直線及びカとアの点を結ぶ同島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートルの線のうち同島の西側の線によつて囲まれた海域</p> <p>ア 松山市由利島灯台と同市二神島羽ノ串鼻とを結んだ直線と同市由利島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートルの線との交点</p> <p>イ 松山市由利島灯台と同市二神島羽ノ串鼻とを結んだ直線と同市興居島御手洗鼻と山口県片山島南端とを結んだ直線</p>

		<p>との交点</p> <p>ウ 松山市津和地島カラモ鼻と 同市由利島北端とを結んだ直 線と同市興居島御手洗鼻と山 口県片山島南端とを結んだ直 線との交点</p> <p>エ 松山市津和地島カラモ鼻と 同市由利島北端とを結んだ直 線と同市由利島の周辺最大高 潮時海岸線から3,000メー トルの線との交点</p> <p>オ 松山市由利島灯台と同市二 神島羽ノ串鼻とを結んだ直線 の同市由利島灯台の側の延長 線と同島の周辺最大高潮時海 岸線から3,000メートルの線と の交点</p> <p>カ 松山市由利島灯台と同市二 神島羽ノ串鼻とを結んだ直線 の同市由利島灯台の側の延長 線と同島の周辺最大高潮時海 岸線から1,500メートルの線と の交点</p>
	<p>4月1日 から6月 30日まで</p>	<p>1 次のアからエまでの点を順次 結んだ3直線と最大高潮時海岸 線から1,000メートルの線によ つて囲まれた海域</p> <p>ア 今治市大西町八幡山頂</p> <p>イ 今治市錨掛ノ鼻とアの点と を結んだ直線上同錨掛ノ鼻 1,000メートルの点</p> <p>ウ 今治市岡村島観音崎と同市 怪島東端とを結んだ直線と同 市梶取鼻と広島県齊島南端と を結んだ直線との交点</p> <p>エ 今治市怪島東端</p> <p>2 越智郡上島町魚島、高井神島、 ひょうたん島及び江ノ島の周辺 最大高潮時海岸線から2,000メー トルと3,000メートルの間の海 域。ただし、第41条の表5の項1 に定めた区域を除く。</p>
	<p>5月1日 から5月 31日まで 及び8月 18日から 8月31日 まで</p>	<p>宇和海</p>

(夜間の操業禁止)

第43条 次に掲げる漁業のうち、第1号から第7号まで及び第9号  
に掲げるものにあつては日没後1時間から日の出前1時間までの

間、第8号に掲げるものにあつては日没後2時間から日の出前1時間までの間は、操業してはならない。ただし、宇和海において操業する第1号及び第7号に掲げる漁業にあつては、この限りでない。

- (1) 中型まき網漁業
- (2) 手繰第2種漁業のうち、てつかんこぎ網漁業
- (3) 手繰第3種漁業(なまこけた網漁業を除く。)
- (4) 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (5) 機船船びき網漁業(さより機船船びき網漁業を除く。)
- (6) ごち網漁業
- (7) 小型まき網漁業
- (8) 袋待網漁業(いかなご袋待網漁業に限る。)
- (9) 潜水器漁業

第4章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

- (1) 第7条、第15条、第34条第1項、第34条の2から第44条まで、第45条第1項、第46条又は第48条第6項の規定に違反した者
- (2)~(4) 省略

2 省略

第4章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

- (1) 第15条、第34条第1項、第34条の2から第36条まで、第38条から第40条まで、第44条、第45条第1項、第46条又は第48条第6項の規定に違反した者
- (2)~(4) 省略

2 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛媛県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第7条第1項各号に規定する漁業について同項本文の規定による漁業の許可又は旧規則第21条第1項の規定による起業の認可を受けている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の愛媛県漁業調整規則(以下「新規則」という。)第7条各号に規定する漁業について同条本文の規定による漁業の許可又は第21条第1項の規定による起業の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間又は当該認可を受けたものとみなされる者に係る認可の知事が指定した期間は、施行日におけるその者に係る旧規則第7条第1項本文の規定による許可の有効期間又は旧規則第21条第1項の規定による起業の認可を指定した期間の残存期間と同一の期間とする。
- 3 この規則の施行の際現に漁業法第66条第1項の許可を受けた者又は前項の規定により新規則第7条本文の許可を受けたものとみなされる者については、旧規則第41条及び第42条の規定は、当該許可の有効期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第20号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

第1条 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(既存の権利の届出) 第3条 法第34条第13号の規定による届出は、既存の権利の届出書(様式第5号)を知事に提出して行 <u>う</u> ものとする。 2 省略 (開発行為に係る協議の申出等) 第3条の2 法第34条の2第1項の規定により知事と協議しようと	(既存の権利の届出) 第3条 法第34条第9号の規定による届出は、既存の権利の届出書(様式第5号)を知事に提出して行 <u>なう</u> ものとする。 2 省略

する者は、開発行為協議書（様式第5号の2）に、第2条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

2 次条及び第4条の4の規定は、前項の協議が成立した工事について準用する。

第4条の4 省略

（開発行為の変更に係る協議の申出等）

第4条の5 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により知事と協議しようとする者は、開発行為変更協議書（様式第6号の5）に、次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの

(2) その他知事が必要と認める図書

（予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請等）

第7条 省略

2 法第42条第2項の規定により知事と協議しようとする者は、予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の協議書（様式第8号の2）に、次条各号に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

第8条 省略

（建築等に係る協議の申出等）

第8条の2 法43条第3項の規定により知事と協議しようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議書（様式第8号の3）に、前条各号に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

（書類の提出）

第15条 省略

2 省略

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、宇和島市、新居浜市、西条市及び大洲市が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

様式第4号の2（第2条関係） 設計者の資格に関する申告書

省略		住所	
申請者		氏名又は	印
		名称	
省略	第1号	イ	ロ
		ハ	ニ
		ホ	ヘ
		ト	チ
	第2号		
省略			
省略		期間合計	

第4条の4 省略

（予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請）

第7条 省略

第8条 省略

（書類の提出）

第15条 省略

2 省略

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例（当該条例の規定に基づく規則を含む。）の規定により今治市、新居浜市及び西条市が法及びこの規則に基づく事務を処理することとされる場合においては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、法、省令及びこの規則により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

様式第4号の2（第2条関係） 設計者の資格に関する申告書

省略		住所	
申告者		氏名又は	印
		名称	
省略	第1号	イ	ロ
		ハ	ニ
		ホ	ヘ
		ト	チ
	第2号		
省略			
省略		期間合計	

	年 月
省略	

注 1 省略  
 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
 することができます。  
 3～7 省略

様式第6号の2（第4条の2関係） 開発行為変更許可申請書

省略		
省略	1・2 省略	
	3 予定建築物等の用途	
	4～6 省略	
省略		

注 省略

様式第9号（第9条関係） 開発許可等に基づく地位の承継届出書

開発許可等に基づく地位の承継届出書	
省略	
省略	
承継した開発区域等に 含まれる地域の名称	
省略	

注 省略

様式第11号の2（第11条の2関係） 法第81条第1項の規定による  
命令の標識

省略	
注 1・2 省略	
3	年 月 日（水道事業者名・電気事業者名・ガ ス事業者名）に対して（水道・電気・ガス）の供給の申 込みの承諾を保留するよう要請しています。
省略	

注 省略

	年 月
省略	

注 1 省略  
 2 申告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
 することができます。  
 3～7 省略

様式第6号の2（第4条の2関係） 開発行為変更許可申請書

省略		
省略	1・2 省略	
	3 予定建築物 の用途	
	4～6 省略	
省略		

注 省略

様式第9号（第9条関係） 開発許可等に基づく地位の承継届書

開発許可等に基づく地位の承継届書	
省略	
省略	
承継した開発区域 に 含まれる地域の名称	
省略	

注 省略

様式第11号の2（第11条の2関係） 法第81条第1項の規定による  
命令の標識

省略	
注 1・2 省略	
省略	

注 省略

第2条 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2(第3条の2関係) 開発行為協議書

開発行為協議書		年 月 日
愛媛県知事 様		協議者 住所 名称及び代表者氏名 <span style="float: right;">印</span>
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
受 付 番 号	年 月 日	第 号
協議成立に付した条件		
協 議 成 立 番 号	年 月 日	第 号

- 注1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。
- 2 印のある欄は、記入しないでください。
- 3 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
- 4 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。
- 5 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)第2条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる図書を添付してください。



様式第6号の4の次に次の1様式を加える。

様式第6号の5（第4条の5関係） 開発行為変更協議書

開発行為変更協議書		年 月 日
愛媛県知事	様	協議者 住所 名称及び代表者氏名 <span style="float: right;">印</span>
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発協議の成立番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
受付番号		年 月 日 第 号
変更の協議成立に付した条件		
変更の協議成立番号		年 月 日 第 号

注1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。

2 印のある欄は、記入しないでください。

3 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、協議に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。

4 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

5 開発行為の変更の概要の欄（その他必要な事項の欄を除く。）は、変更後の内容を記入した上、その上段に変更前の内容を括弧書きで記入してください。

6 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（昭和46年愛媛県規則第44号）第2条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付してください。

様式第 8 号の次に次の 2 様式を加える。

## 様式第8号の2（第7条関係） 予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の協議書

予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の協議書 年 月 日 愛媛県知事                      様 協議者 住所 名称及び代表者氏名                      印	
1 開発許可の許可番号	年 月 日      第      号
2 建築物等を建築し、 又は建設しようとする 土地の所在	
3 開発許可を受けた予定 建築物等の用途	
4 協議しようとする建築 物等の用途	
5 協 議 の 理 由	
協議の成立に付した条件	
建築協議成立番号	年 月 日      第      号

注1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消してください。

3 印のある欄は、記入しないでください。

様式第8号の3（第8条の2関係） 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議書

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議書

年 月 日

愛媛県知事 様

協議者 住所

名称及び代表者氏名

印

1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他必要な事項	
	受 付 番 号	年 月 日 第 号
	協議成立に付した条件	
	建築協議成立番号	年 月 日 第 号

注1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。

2 印のある欄は、記入しないでください。

3 その他必要な事項の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている第 1 条の規定による改正前の都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則様式第 6 号の 2 の規定による書類は、同条の規定による改正後の都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則様式第 6 号の 2 の規定による書類とみなす。

---

告 示

---

○愛媛県告示第 514 号

愛媛県環境影響評価技術指針（平成11年 5月愛媛県告示第 739 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県環境影響評価技術指針第 2 条から第18条までの規定は、この告示の施行の日以後に愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第 1 号）第 7 条に規定する公告を行った事業について適用し、同日前に当該公告を行った事業については、なお従前の例による。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（この技術指針の解釈及び運用）</p> <p><b>第 2 条</b> この技術指針は、共通の_____な事項を定めたものであり、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の状況（以下「地域特性」という。）を<u>踏まえて</u>、この技術指針と同等以上の技術的精度を有する方法により環境影響評価及び事後調査が行われることを妨げるものではない。</p> <p>（事業特性及び地域特性の把握）</p> <p><b>第 6 条</b> 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 社会的文化的状況</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>ク 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の<u>環境の保全に関する施策の内容</u></p> <p>(コ)・(サ) 省略</p> <p><u>2 前項第 1 号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項第 2 号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。</u></p> <p>（環境影響評価の項目の選定）</p> <p><b>第 7 条</b> 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、次に掲げる各環境要素の区分に対応した範囲内において、次項から第 8 項までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>（この技術指針の解釈及び運用）</p> <p><b>第 2 条</b> この技術指針は、共通の<u>かつ標準的な</u>事項を定めたものであり、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の状況（以下「地域特性」という。）を<u>勘案して</u>、この技術指針と同等以上の技術的精度を有する方法により環境影響評価及び事後調査が行われることを妨げるものではない。</p> <p>（事業特性及び地域特性の把握）</p> <p><b>第 6 条</b> 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地域特性に関する情報</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 社会的文化的状況</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>ク 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の<u>状況</u></p> <p>(コ)・(サ) 省略</p> <p><u>2 前項第 2 号</u>に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握する_____こととし、必要に応じ、関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。</p> <p>（環境影響評価の項目の選定）</p> <p><b>第 7 条</b> 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、次に掲げる各環境要素の区分に対応した範囲内において、次項から第 9 項までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

2 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、別表第1に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえて行うものとする。

3 前項の規定による項目の選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業特性に応じて、次に掲げる各影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

4 省略

5 第2項の規定による項目の選定は、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

6 第2項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合 \_\_\_\_\_

(2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合 \_\_\_\_\_

2 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、別表第1に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「標準項目」という。）に対して必要に応じ項目の削除又は追加を行ってする \_\_\_\_\_ ものとする。

3 前項の規定による項目の選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業特性に応じて、次に掲げる各影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施（ \_\_\_\_\_ 以下「工事の実施」という。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（ \_\_\_\_\_ 以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

4 省略

5 第2項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 標準項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目

(2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目

6 第2項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 事業特性が標準項目以外の項目（以下「標準外項目」という。）に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

(2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

## 7 省略

8 第2項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由

を明らかにできるように整理するものとする。

(環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定)

**第8条** 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第12条までに定めるところにより選定して行うものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 前条第1項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合い活動の場に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

(6) 省略

(7) 前条第1項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等

の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

3・4 省略

(参考手法並びにその簡略化及び重点化)

**第9条** 参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この項及び同表において「参考手法」という。)を勘案して行わなければならない。この場合において、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じて、参考手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定(次項において「手法の簡略化」という。)又は参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定(第3項において「手法の重点化」という。)を行うものとする。

2 前項の規定による手法の簡略化は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

(2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

(3) 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

(4) 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価におい

7 第2項の規定による項目の削除及び追加は、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

## 8 省略

9 第2項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由

及び標準項目に対して項目の削除を行った場合にあってはその理由を明らかにできるように整理するものとする。

(環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定)

**第8条** 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第12条までに定めるところにより選定して行うものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 前条第1項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合い活動の場に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の

状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

(6) 省略

(7) 前条第1項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、  
それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第6条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見

を有する者の助言を受けて行うものとする。

3・4 省略

(標準手法並びにその簡略化及び重点化)

**第9条** 標準項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各標準項目ごとに別表第2に掲げる標準的な調査及び予測の手法(以下この項及び同表において「標準手法」という。)を基準として行わなければならない。この場合において

、必要に応じて、標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定(次項において「手法の簡略化」という。)又は標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定(第3項において「手法の重点化」という。)を行うものとする。

2 前項の規定による手法の簡略化は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

(1) 標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

(2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

(3) 類似の事例により標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

(4) 調査の手法については、標準項目に係る予測及び評価におい



て必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定による手法の重点化は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

- (1) 事業特性が参考項目に関する環境要素に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- (2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の調査の手法)

**第10条** 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的文化的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- (3)～(5) 省略

2 省略

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについてはこれを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。

4 省略

5 第1項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 省略

(環境影響評価の予測の手法)

**第11条** 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶお

て必要とされる情報が、標準手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定による手法の重点化は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

- (1) 事業特性が標準項目に関する環境要素に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- (2) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の調査の手法)

**第10条** 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的文化的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- (3)～(5) 省略

2 省略

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように \_\_\_\_\_ 調査に係る期間を設定するものとする。

4 省略

5 第1項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域 \_\_\_\_\_ の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 省略

(環境影響評価の予測の手法)

**第11条** 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶお

それがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期  
その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事の完了後若しくは土地若しくは工作物の供用開始後の定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

3 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

4 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況を）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

5 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

（環境影響評価の評価の手法）

**第12条** 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 調査及び予測の結果並びに第14条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

それがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用開始後の定常状態及び

\_\_\_\_\_工事の実施による環境影響が最大になる時期  
\_\_\_\_\_その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事の完了後若しくは土地若しくは工作物の供用開始後の定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

3 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を \_\_\_\_\_  
明らかにできるようにするものとする。

4 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況を）を \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

5 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

（環境影響評価の評価の手法）

**第12条** 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 調査及び予測の結果並びに第14条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。

(2) 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

(3) 省略

(検討結果の整理)

**第16条** 第14条第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 第14条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(事後調査の項目の選定)

**第18条** 省略

2 前項の規定による選定に当たっては、第6条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等 \_\_\_\_\_ の助言を受けて行うものとする。

3・4 省略

**別表第1** (第7条関係) 参考項目

1 道路事業に係る参考項目

(1) 一般国道、県道、市町道 及び農業用道路に係るもの

省略

(2) 緑資源幹線林道その他の林道に係るもの

省略

2 河川事業に係る参考項目

(1)～(3) 省略

3 鉄道事業及び軌道事業に係る参考項目

省略

4 飛行場事業に係る参考項目

省略

5 発電所事業に係る参考項目

(1)・(2) 省略

6 廃棄物処理施設に係る参考項目

(1)～(3) 省略

7 埋立て事業又は干拓事業に係る参考項目

省略

8 土地区画整理事業に係る参考項目

省略

9 工業団地造成事業に係る参考項目

省略

10 流通業務団地造成事業に係る参考項目

(2) 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には \_\_\_\_\_、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

(3) 省略

(検討結果の整理)

**第16条** 第14条第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

(1)～(5) 省略

(事後調査の項目の選定)

**第18条** 省略

2 前項の規定による選定に当たっては、第6条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

3・4 省略

**別表第1** (第7条関係) 標準項目

1 道路事業に係る標準項目

(1) 一般国道、県道、市町村道及び農業用道路に係るもの

省略

(2) 大規模林道 \_\_\_\_\_ その他の林道に係るもの

省略

2 河川事業に係る標準項目

(1)～(3) 省略

3 鉄道事業及び軌道事業に係る標準項目

省略

4 飛行場事業に係る標準項目

省略

5 発電所事業に係る標準項目

(1)・(2) 省略

6 廃棄物処理施設に係る標準項目

(1)～(3) 省略

7 埋立て事業又は干拓事業に係る標準項目

省略

8 土地区画整理事業に係る標準項目

省略

9 工業団地造成事業に係る標準項目

省略

10 流通業務団地造成事業に係る標準項目

省略
11 宅地造成事業に係る参考項目
省略
12 農用地開発事業に係る参考項目
省略
13 レクリエーション事業に係る参考項目
省略
14 工場及び事業場事業に係る参考項目
省略
15 下水道終末処理施設に係る参考項目
省略
16 土石採取に係る参考項目
省略
17 鉱物掘採に係る参考項目
省略

別表第2（第9条関係） 参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
1 ~ 3  省略			
4  悪臭	(1) 悪臭 ア 土地又は作物の存在及び供用	1 省略 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(悪臭の状況については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第1条の規定により環境大臣が定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 ~ 5 省略	省略
5 ~ 20  省略			

省略
11 宅地造成事業に係る標準項目
省略
12 農用地開発事業に係る標準項目
省略
13 レクリエーション事業に係る標準項目
省略
14 工場及び事業場事業に係る標準項目
省略
15 下水道終末処理施設に係る標準項目
省略
16 土石採取に係る標準項目
省略
17 鉱物掘採に係る標準項目
省略

別表第2（第9条関係） 標準手法

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
1 ~ 3  省略			
4  悪臭	(1) 悪臭 ア 土地又は作物の存在及び供用	1 省略 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(悪臭の状況については、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第1条の規定により環境庁長官が定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 ~ 5 省略	省略
5 ~ 20  省略			

備考 省略

備考 省略

○愛媛県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、河辺村国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 池 稔	大洲市河辺町川崎820番地
"	谷 本 福 雄	大洲市河辺町山鳥坂1700番地
"	富 永 岸 高	大洲市河辺町山鳥坂355番地
"	稲 田 三 温	大洲市河辺町横山80番地
"	河 野 英 昌	大洲市河辺町河都2058番地
監 事	田 中 高 男	大洲市河辺町川崎1428番地
"	浦 野 友 安	大洲市河辺町山鳥坂34番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 池 稔	大洲市河辺町川崎820番地
"	谷 本 福 雄	大洲市河辺町山鳥坂1700番地
"	富 永 岸 高	大洲市河辺町山鳥坂355番地
"	稲 田 三 温	大洲市河辺町横山80番地
"	河 野 英 昌	大洲市河辺町河都2058番地
監 事	田 中 高 男	大洲市河辺町川崎1428番地
"	浦 野 友 安	大洲市河辺町山鳥坂34番地

○愛媛県告示第516号

越智郡菊間町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、平成20年3月21日解散した。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第517号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、共同漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 宇共第53号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から 12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	ふのり漁業	"
"	いわのり漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から 10月31日まで
"	とさかのり漁業	1月1日から 8月31日まで
"	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	ぎんたかほま漁業	"
"	ばていら漁業	"
"	まがきがい漁業	"
"	かめので漁業	"
"	おおこしだかがんがら漁業	"
"	たこ漁業	"
"	しゃご漁業	"
"	えむし漁業	"
"	うに漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から 翌3月31日まで
"	いせえび漁業	9月1日から 翌5月31日まで

第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	雑魚小型定置網 漁業	〃

(イ) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクJの9直線とA J間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

基点 A 宇和島市蔭淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤碓鼻）

B 宇和島市戸島松ヶ山山頂

C 宇和島市戸島権現鼻

D 宇和島市戸島遠戸島東端

E 宇和島市日振島横島東端

F 宇和島市蔭淵黒島北端

G 宇和島市蔭淵契島東端

H 宇和島市蔭淵落ノ鼻

I 宇和島市蔭淵ヨケノ鼻

J 宇和島市下波大池鼻

K 宇和島市下波竜王鼻

点 ア Aから西予市明浜町大崎鼻見通し線とBから宇和島市吉田町野島南端見通し線との交点

イ Bから宇和島市吉田町野島南端見通し線とDから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線との交点

ウ Dから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点

エ Cから宇和島市津島町藁崎見通し線とEから同市同町福浦鼻見通し線との交点

オ Eから宇和島市津島町福浦鼻見通し線とGから同市同町由良崎見通し線との交点

カ FからK見通し線とGから宇和島市津島町由良崎見通し線との交点

キ FからK見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点

ク HからJ見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点

ウ 関係地区 宇和島市蔭淵地区

(2) ア 免許番号 宇区第254号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市小池地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによ

って囲まれた区域。

基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識（西から2つ目の階段より東へ25メートル）

B 宇和島市小池鳥首島南端の標識

C 宇和島市小池鳥首島新田護岸北角の標識

D 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識

点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点

イ Dからア見通し135メートルの点

ウ Cから宇和島市小池小池小学校西角見通し40メートルの点

エ Cから宇和島市小池小池小学校西角見通し線と最大低潮時海岸線から10メートルの線との交点

オ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し165メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、三浦、旧宇和海村を除く。）

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(3) ア 免許番号 宇区第255号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市平浦地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイDの3直線とA D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。

基点 A 宇和島市平浦新24番地の1（ニワトリ簀）の標識

B 宇和島市蕨と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界

C 宇和島市蕨蕨崎と八山員外30番地護岸北角より海岸沿い東へ22メートルの標識

D 宇和島市平浦新27番地の1護岸東北角の標識

点 ア AからB見通し80メートルの点

イ DからC見通し90メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、三浦、旧宇和海村を除く。）

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(4) ア 免許番号 宇区第256号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市蔵地先  
 (ウ) 漁場の区域  
 Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。  
 基点 A 宇和島市平浦新24番地の1(ニワトリ簀)の標識  
 B 宇和島市蔵と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界  
 C 宇和島市蔵崎と八山員外30番地護岸北角より海岸沿い東へ22メートルの標識  
 D 宇和島市平浦新27番地の1護岸東北角の標識  
 点 ア BからA見通し160メートルの点

- イ CからD見通し70メートルの点  
 ウ 地元地区 宇和島市(津島町、吉田町、三浦、旧宇和海村を除く。)  
 エ 制限又は条件  
 (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。  
 (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。  
 2 免許予定日  
 平成20年 8月 1日  
 3 申請期間  
 平成20年 3月28日から平成20年 6月30日まで  
 4 存続期間  
 (1) 共同漁業権  
 平成20年 8月 1日から平成26年 3月31日まで  
 (2) 区画漁業権  
 平成20年 8月 1日から平成26年 3月31日まで

○愛媛県告示第518号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成20年 3月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中山伊予線	伊予市平岡280番9から 同市平岡280番13まで	平成20年 3月28日

○愛媛県告示第519号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成20年 3月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市寒川町寒川山乙254番42から 同町寒川山乙254番40まで	旧	メートル 6.4~22.0	キロメートル 0.051	
			新	15.0~23.0	0.051	

○愛媛県告示第520号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成20年 3月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市寒川町寒川山乙254番42から 同町寒川山乙254番40まで	平成20年 3月28日

○愛媛県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び八幡浜地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の種類及び路線名  
主要地方道大洲長浜線
- 2 他の工作物の名称  
主要地方道大洲長浜線と一級河川肱川水系肱川とが相互に効用を兼ねる施設
- 3 兼用工作物の位置  
大洲市米津甲137番1地先から同市白滝甲11番2地先まで
- 4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所  
河川管理者 四国地方整備局長 祢屋 誠  
住所 香川県高松市サンポート3番33号  
道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行  
住所 愛媛県松山市一番町4丁目4番2
- 5 管理の内容
  - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
  - (2) 兼用工作物の災害復旧は次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して

定めるところにより河川管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

- 一 災害復旧がもっぱら道路専用施設に係る場合  
道路管理者
- 二 災害復旧がもっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合  
河川管理者
- 三 前2号に掲げる場合以外の場合 その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者
- (3) 前2項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
平成20年3月12日から道路の使用を廃止する日又は河川の使用を廃止する日まで

○愛媛県告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画公園事業5・7・4北条公園（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間  
平成18年11月17日から  
平成23年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成18年愛媛県告示第1676号の事業地のうち愛媛県松山市大浦地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令

愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（研修区分） <b>第10条</b> 研修は、階層別研修、ステージアップ研修、 <u>専門研修</u> 、 <u>市町職員研修及び部局研修の区分</u> によって行う。	（研修区分） <b>第10条</b> 研修は、階層別研修、ステージアップ研修、 <u>能力開発研修</u> 、 <u>市町職員研修及び部局研修の区分</u> によって行う。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。



教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務委任規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく事務の委任については、この規則の定めるところによる。</p> <p>（委任事務）</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、<u>法第26条第2項各号（法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</u></p> <p>(1) <u>委員会事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）の賞罰に関すること。</u></p> <p>(2) 職員の勤務成績評定の計画に関すること。</p> <p>(3) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(4) 教育事務の執行に伴う附属機関の設置廃止及びその委員の委嘱に関すること。</p> <p>(5) 文化財の指定及び解除に関すること。</p> <p>(6) 高等学校及び中等教育学校の通学区域の設定又は変更に関すること。</p> <p>(7) 重要な行事の企画に関すること。</p>	<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）第26条第1項の規定に<u>基く</u>事務の委任については、この規則の定めるところによる。</p> <p>（委任事務）</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、<u>次にか</u>か<u>げる事項</u> _____を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) <u>教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。</u></p> <p>(2) <u>委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</u></p> <p>(4) <u>委員会規則その他委員会の規程の制定又は改廃を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免その他の人事に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員</u> _____の賞罰に関すること。</p> <p>(7) 職員の勤務成績評定の計画に関すること。</p> <p>(8) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(9) 教育事務の執行に伴う附属機関の設置廃止及びその委員の委嘱に関すること。</p> <p>(10) 文化財の指定及び解除に関すること。</p> <p>(11) 高等学校及び中等教育学校の通学区域の設定又は変更に関すること。</p> <p>(12) 重要な行事の企画に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第7号</b> (第7条関係) 宣誓書</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県教育委員会様</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないことを宣誓します。</p> <p>注 教育職員免許法第5条第1項</p> <p>第3号 成年後見人又は被保佐人</p> <p>第4号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p><b>様式第7号</b> (第7条関係) 宣誓書</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県教育委員会様</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号より第7号までの規定に該当しないことを宣誓します。</p> <p>注 免許法_____第5条第1項</p> <p>第3号 成年後見人又は被保佐人</p> <p>第4号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>第5号 第10条第1項第2号_____に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>第6号 第11条第1項又は第2項_____の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

**附 則**

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県教育委員会規則第4号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則**

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「<u>教特法</u>」という。）第25条の2第5項及び第6項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「<u>地教行法</u>」という。）第47条の2第2項に規定する手続きのほか、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において「<u>教員</u>」とは、愛媛県教育委員会（以下「<u>県教育委員会</u>」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び_____</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、_____地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「<u>法</u>_____」という。）第47条の2第2項に規定する手続きのほか、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において「<u>教員</u>」とは、愛媛県教育委員会（以下「<u>県教育委員会</u>」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「<u>再任用職員</u>」という。）及び地方公共団体の一般</p>

講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。

2 省略

3 この規則において「指導改善研修」とは、教特法第25条の2第1項に規定する研修をいう。

（愛媛県教員の資質向上審査委員会）

**第5条** 県教育委員会は、第3条第1項の申請に係る教員が指導力不足等教員に該当するかどうかを判断するに当たりその意見を聴くとともに、審査を行わせるため、愛媛県教員の資質向上審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、教特法第25条の2第5項に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は命じる6名以内の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 前2項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（指導改善研修）

**第9条** 県教育委員会は、前条第1項の規定により指導力不足等教員であると認定された者に対し、学校その他の教育機関において指導改善研修を受けるよう命じるものとする。

2 前項の指導改善研修の期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の期間内において、当該指導改善研修を受けている者が地公法第28条第2項の規定による休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業その他やむを得ない事情により一定期間当該指導改善研修を受けることができなくなったときは、当該指導改善研修の命令を解除することがある。

4 県教育委員会は、前項の規定による解除をした事由がなくなつたときは、指導改善研修を受けるよう命じるものとする。

5 前項の規定による命令を行うに当たり必要な手続は、第4条から第7条までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（指導改善研修の成果の報告）

**第10条** 申請者は、前条第1項の指導改善研修の成果について県教育委員会に報告するものとする。

2 前項の報告の手続については、第3条の規定を準用する。

（指導の改善の程度に関する認定等）

**第11条** 県教育委員会は、前条の規定による報告その他の資料により、当該報告に係る指導力不足等教員の指導改善研修の終了時において、指導の改善の程度に応じ、次の各号のいずれかの認定を行うものとする。

(1) 第2条第2項各号に該当しなくなった旨の認定

(2) 引き続き指導改善研修を受ければ、第2条第2項各号に該当しなくなると見込まれる旨の認定

(3) 指導の改善が不十分で指導改善研修等の必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うこと

職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者（以下「任期付職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員、任期付職員及び非常勤の講師を除く

\_\_\_\_\_。）をいう。

2 省略

（愛媛県教員の資質向上審査委員会）

**第5条** 県教育委員会は、第3条第1項の申請に係る教員が指導力不足等教員に該当するかどうかを判断するに当たりその\_\_\_\_\_審査を行わせるため、愛媛県教員の資質向上審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 \_\_\_\_\_審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（研修）

**第9条** 県教育委員会は、前条第1項の規定により指導力不足等教員であると認定された者に対し、学校その他の教育機関において研修することを\_\_\_\_\_命じるものとする。

2 前項の研修\_\_\_\_\_の期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前2項に定めるもののほか、指導力不足等教員の研修に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（研修\_\_\_\_\_の成果の報告）

**第10条** 申請者は、前条第1項の研修\_\_\_\_\_の成果について県教育委員会に報告するものとする。

2 前項の報告の手続については、第3条の規定を準用する。

（認定の解除等）

## できない旨の認定

2 \_\_\_\_\_ 県教育委員会は、前項第1号及び第2号の認定を行ったときは、当該認定に係る指導力不足等教員について、次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ当該各号の決定を行うものとする。この場合において、第2号の決定を行うときの指導改善研修の期間は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内とする。

- (1) 前項第1号の認定 指導力不足等教員の認定の解除
- (2) 前項第2号の認定 指導改善研修の期間の延長

3 第1項の認定の手続については、第4条から第7条までの規定を準用する。

4 県教育委員会は、第1項第3号の認定又は第2項の決定を行ったときは、書面により申請者に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた申請者は、当該教員 \_\_\_\_\_ に当該通知 \_\_\_\_\_ の内容を通知するものとする。

(免職及び採用又は転任)

**第12条** 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると認定された指導力不足等教員について、地公法第28条第1項の規定による免職のほか、次の各号に掲げる教員にあっては、それぞれ当該各号に定める措置を執ることができる。

- (1) 市町の設置する学校に勤務する教員（地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された者を除く。）地教法第47条の2第1項の規定により免職し、引き続いて県教育委員会が任命権を有する常時勤務を要する職（指導主事並びに校長及び教員の職を除く。以下「県教育委員会の職」という。）に採用すること。
- (2) 省略

**第11条** 前条の報告を受けた県教育委員会は \_\_\_\_\_、当該報告に係る指導力不足等教員について、次の各号に掲げるいずれか \_\_\_\_\_ の決定を行うものとする。

- (1) 指導力不足等教員の認定を解除すること。
- (2) 研修の期間を延長すること。
- (3) 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認めること。

2 前項の決定 \_\_\_\_\_ の手続については、第4条から第7条までの規定を準用する。

3 県教育委員会は、第1項 \_\_\_\_\_ の決定を行ったときは、書面により申請者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた申請者は、当該決定に係る教員に第1項の決定の内容を通知するものとする。

(免職及び採用又は転任)

**第12条** 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると決定された指導力不足等教員について \_\_\_\_\_、次の各号に掲げる区分に応じ \_\_\_\_\_、それぞれ当該各号に定める措置を執ることができる。

- (1) 市町の設置する学校に勤務する教員 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 法 \_\_\_\_\_ 第47条の2第1項の規定により免職し、引き続いて県教育委員会が任命権を有する常時勤務を要する職（指導主事並びに校長及び教員の職を除く。以下「県教育委員会の職」という。）に採用すること。

- (2) 省略

## 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に従前の愛媛県教員の資質向上審査委員会の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の指導力不足等教員の取扱いに関する規則第5条第2項の規定により、愛媛県教員の資質向上審査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、施行日における従前の愛媛県教員の資質向上審査委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第1号

平成20年度愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験公告

平成20年3月28日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
電話(089)912-2826  
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
電話(089)934-0110 内線2621・2623  
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成20年4月2日（水）から4月22日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成20年4月3日（木）から4月11日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県
62人程度	3人程度	8人程度	3人程度

なお、申込時には、次のことに注意してください。

(1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。

(2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。

(3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成21年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和53年5月13日から昭和62年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
握力			45キログラム以上（左右の平均）	
上体起こし	25回以上 / 30秒間			
垂直とび	55センチメートル以上			

			腕立伏腕屈伸	30回以上
			20メートルシャトルラン	65回以上
			長座体前屈	45センチメートル以上
	適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。	
	身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。	

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。  
愛媛県以外の都府県の身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成20年5月11日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成20年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成20年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(大学卒)採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成21年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、平成21年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。  
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給(現行給料月額 193,126円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成20年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。  
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）請求」と朱書し、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して <b>愛媛県人事委員会事務局へ提出してください</b> 。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、 <b>配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください</b> 。 受験票が5月2日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムを確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限りです。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成20年度愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験公告

平成20年 3月28日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
電話（089）912-2826  
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
電話（089）934-0110 内線2621・2623  
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成20年4月2日（水）から4月22日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成20年4月3日（木）から4月11日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

8人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成21年3月末日までに卒業する見込みの者

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 155センチメートル以上であること。 体重 45キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上（左右の平均）
			上体起こし	15回以上 / 30秒間
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区分	試験日	場所	合格発表
第1次試験	平成20年5月11日 （日曜日） 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 （松山市末広町11番地1）	平成20年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。



第 2 次 試 験	第 1 次試験に合格した者に通知します。	平成20年 7月中旬に愛媛県庁 前掲示板に掲示するほか、合格 した者に通知します。
-----------	----------------------	---

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、平成21年 4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から 1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、平成21年 3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表 1級19号給（現行給料月額 193,126円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成20年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第 6号）第 4条第 1項の規定に基づき、前記給料月額の 2.6%が減額されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近 6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6センチメートル、横 4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が 5月 2日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第 1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分（合格発表当日のみ、午後 1時）から午後 5時30分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から 1月間	愛媛県人事委員会 事 務 局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1月間	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により衆議院比例代表選出議員の選挙について設けた開票区の区域に係る投票区の変更があったので、開票区の設置（平成17年8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
2 開票区			2 開票区		
市町名	開票区名	区 域	市町名	開票区名	区 域
松山市	松山市（第1区） 開票区	番町投票区、八坂投票区、素鷲第1投票区、素鷲第2投票区、素鷲第3投票区、東雲第1投票区、東雲第2投票区、清水第1投票区、清水第2投票区、清水第3投票区、味酒第1投票区、味酒第3投票区、新玉投票区、雄郡第1投票区、雄郡第2投票区、雄郡第3投票区、たちばな投票区、五明投票区、伊台第1投票区、湯山第1投票区、湯山第2投票区、道後第1投票区、道後第2投票区、道後第3投票区、桑原第1投票区、桑原第2投票区、桑原第3投票区、久米第1投票区、久米第2投票区、小野第1投票区、久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、浮穴投票区、石井第1投票区、石井第2投票区、石井第3投票区、椿第1投票区、余土投票区、垣生投票区、生石第1投票区、生石第2投票区、味生第1投票区、味生第2投票区、久枝第1投票区、久枝第2投票区、和気投票区、潮見投票区、堀江投票区、東大栗投票区、三津浜投票区、宮前投票区、新浜投票区、高浜投票区、由良投票区、泊投票区、鷲ヶ巣投票区、門田投票区、久米第3投票区、石井第4投票区、椿第2投票区、さくら投票区、姫山投票区、小野第2投票区、湯山第3投票区、城西投票区、伊台第2投票区、窪田投票区	松山市	松山市（第1区） 開票区	番町投票区、八坂投票区、素鷲第1投票区、素鷲第2投票区、素鷲第3投票区、東雲第1投票区、東雲第2投票区、清水第1投票区、清水第2投票区、清水第3投票区、味酒第1投票区、味酒第3投票区、新玉投票区、雄郡第1投票区、雄郡第2投票区、雄郡第3投票区、たちばな投票区、五明投票区、伊台第1投票区、湯山第1投票区、湯山第2投票区、道後第1投票区、道後第2投票区、道後第3投票区、桑原第1投票区、桑原第2投票区、桑原第3投票区、久米第1投票区、久米第2投票区、小野第1投票区、久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、浮穴投票区、石井第1投票区、石井第2投票区、石井第3投票区、椿第1投票区、余土投票区、垣生投票区、生石第1投票区、生石第2投票区、味生第1投票区、味生第2投票区、久枝第1投票区、久枝第2投票区、和気投票区、潮見投票区、堀江投票区、東大栗投票区、三津浜投票区、宮前投票区、新浜投票区、高浜投票区、由良投票区、泊投票区、鷲ヶ巣投票区、門田投票区、久米第3投票区、石井第4投票区、椿第2投票区、さくら投票区、姫山投票区、小野第2投票区、湯山第3投票区、城西投票区、伊台第2投票区
	松山市（第2区） 開票区	省略		松山市（第2区） 開票区	省略
	内子町	省略		内子町	省略

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

平成20年3月18日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成20年 3月28日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

住 所	氏 名
松山市和泉北二丁目4番2号	西 蔭 健

県議会告示

○愛媛県議会告示第3号

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年3月愛媛県議会告示第2号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成20年3月28日

愛媛県議会議長 清 家 俊 蔵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不服申立てがあった場合の委員会への諮問）</p> <p><b>第2条</b> 議長は、開示決定等、訂正決定等又は<u>利用停止決定等</u>について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 決定で、不服申立てに係る<u>利用停止決定等</u>（<u>利用停止請求</u>に係る個人情報の全部）について<u>利用停止</u>をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部について<u>利用停止</u>をすることとするとき。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p><b>第3条</b> 議長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を不服審査諮問通知書（別記様式）により通知しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>（不服申立て及び再申出に対する委員会の調査権限）</p> <p><b>第7条</b> 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等又は<u>利用停止決定等</u>に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等又は<u>利用停止決定等</u>に係る個人情報の内容を委員会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 省略</p>	<p>（不服申立てがあった場合の委員会への諮問）</p> <p><b>第2条</b> 議長は、開示決定等、訂正決定等又は<u>削除決定等</u>について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 決定で、不服申立てに係る<u>削除決定等</u>（<u>削除請求</u>に係る個人情報の全部を削除する）旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を削除する こととするとき。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p><b>第3条</b> 議長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を不服審査諮問通知書（別記様式）により通知しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 開示請求者（<u>開示請求者</u>が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>（不服申立て及び再申出に対する委員会の調査権限）</p> <p><b>第7条</b> 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等又は<u>削除決定等</u>に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等又は<u>削除決定等</u>に係る個人情報の内容を委員会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 省略</p>

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

公営企業管理者等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

公営企業管理者等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）の規定に基づき公営企業管理者等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年愛媛県規則第26号）の規定の例による。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第 2 号

愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員就業規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県企業職員就業規程の一部改正)

第 1 条 愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間)</p> <p><b>第 4 条</b> 職員の勤務時間は、1 週間につき40時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)の内容に従い20時間、24時間又は25時間のいずれかで管理者が定める時間、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあつては16時間から32時間までの範囲内で管理者が定める時間、育児休業法第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号)第 5 条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつては32時間までの範囲内で管理者が定める時間)とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日(育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの 5 日間において職員ごとに管理者が定める日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日)に加え、月曜日から金曜日までの 5 日間において職員ごとに管理者が定める日)は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの 5 日間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、1 週間ごとの期間)において、公営企業管理局に勤務する職員については午前 8 時30分から午後 5 時30分までに、事業所に勤務する職員については午前 8 時30分から午後 5 時15分までに割り振る。ただし、特別の事情を有する職員であつて、管理者が適当と認めるものの勤務時間については、別に定めるところによる。</p> <p>3 ~ 5 省略</p> <p>(部分休業)</p> <p><b>第13条の 2</b> 省略</p> <p>2 育児部分休業の承認の失効等及び不利益取扱いの禁止については、育児休業法</p>	<p>(勤務時間)</p> <p><b>第 4 条</b> 職員の勤務時間は、1 週間につき40時間(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に又は第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあつては16時間から32時間まで、</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号)第 5 条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつては32時間までの範囲内で管理者が定める時間)とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの 5 日間において職員ごとに管理者が定める日)は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの 5 日間(短時間勤務職員)にあつては、1 週間ごとの期間)において、公営企業管理局に勤務する職員については午前 8 時30分から午後 5 時30分までに、事業所に勤務する職員については午前 8 時30分から午後 5 時15分までに割り振る。ただし、特別の事情を有する職員であつて、管理者が適当と認めるものの勤務時間については、別に定めるところによる。</p> <p>3 ~ 5 省略</p> <p>(部分休業)</p> <p><b>第13条の 2</b> 省略</p> <p>2 育児部分休業の承認の失効等及び不利益取扱いの禁止については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110</p>

\_\_\_\_の例による。  
3～5 省略

号)の例による。  
3～5 省略

(愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間)</p> <p><b>第3条</b> 特殊勤務者の勤務時間は、1週間当たり40時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務の内容に従い20時間、24時間又は25時間のいずれかで管理者が定める時間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては16時間から32時間までの範囲内で管理者が定める時間、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつては32時間までの範囲内で管理者が定める時間)とする。</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(勤務時間)</p> <p><b>第3条</b> 特殊勤務者の勤務時間は、1週間当たり40時間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に又は第28条の6第2項の規定により採用された職員にあつては16時間から32時間まで、</p> <p>_____地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつては32時間までの範囲内で管理者が定める時間)とする。</p> <p>2～4 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務の級の分類基準)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 管理者は、すべての職員の職を前項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付し、前条の給料表により職員に給料を支給する。ただし、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</u>及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____には、前条の給料表の規定にかかわらず、同表の規定による給料月額に愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)第3条第1項の規定により定められたその者の勤務時間をこれらの項に規定する<u>育児短時間勤務職員等</u>、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給料を支給する。</p> <p>(管理職手当)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p>	<p>(職務の級の分類基準)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 管理者は、すべての職員の職を前項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付し、前条の給料表により職員に給料を支給する。ただし、_____</p> <p>_____地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))には、前条の給料表の規定にかかわらず、同表の規定による給料月額に愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)第3条第1項の規定により定められたその者の勤務時間をこれらの項に規定する_____再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給料を支給する。</p> <p>(管理職手当)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p>

2 前項に規定する職員のうち地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る前項の規定による区分（以下「職の区分」という。）に応じ、別表第3の管理職手当欄に定める額（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 省略  
（特殊勤務手当）

**第6条** 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額は、別表第5に掲げるところによる。

2 省略  
（育児休業の承認を受けた職員及び育児短時間勤務職員等の期末手当及び勤勉手当）

**第7条の2** 育児休業法  
第2条第1項の承認を受け、育児休業をしている職員及び育児短時間勤務職員等の期末手当及び勤勉手当については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

2 前項に規定する職員のうち地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る前項の規定による区分（以下「職の区分」という。）に応じ、別表第3の管理職手当欄に定める額（\_\_\_\_\_ 任期付短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 省略  
（特殊勤務手当）

**第6条** 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額は、別表第5に掲げるところによる。ただし、短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当（月額で支給される手当に限る。）の額は、同表の規定にかかわらず、同表に規定する額に愛媛県企業職員就業規程第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第3条第1項の規定により定められたその者の勤務時間をこれらの項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額の範囲内で別に定める額とする。

2 省略  
（育児休業の承認を受けた職員\_\_\_\_\_の期末手当及び勤勉手当）

**第7条の2** 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受け、育児休業をしている職員\_\_\_\_\_の期末手当及び勤勉手当については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

**附 則**

この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

**愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条の2</b> 省略 <u>（自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い）</u></p> <p><b>第4条の3</b> <u>自己啓発等休業をした職員が職務に復帰し、又は退職した場合の給与又は退職手当の取扱いについては、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）の例による。</u></p> <p><b>附 則</b> （初任給調整手当の特例）</p> <p>6 省略</p> <p>7 <u>当分の間、第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の4の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(→)の適用を受ける職員のうち、愛媛県立病院</u></p>	<p><b>第4条の2</b> 省略</p> <p><b>附 則</b> （初任給調整手当の特例）</p> <p>6 省略</p>

の小児科、産婦人科及び麻酔科に勤務する職員に対して、月額100,000円の初任給調整手当を支給する。

別表第5（第6条関係）

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額

特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
省略		
救急医療従事手当	省略	
診療応援手当	病院に勤務する医師で、他の愛媛県立病院又は管理者が適当と認める病院の診療業務に従事するもの	1日につき 20,000円以内

別表第5（第6条関係）

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額

特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
省略		
救急医療従事手当	省略	

附 則

この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業公舎貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>（入居の時期及び届出）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により公舎に入居したときは、居住者は速やかに公舎入居届（様式第3号）を所属長を経て管理者に届け出なければならない。</p> <p>（使用料）</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 職員公舎等の区画整備された駐車場を利用する場合には、1区画1月につき別表第3に定める額を加算するものとする。ただし、入居者が愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）第9条第1項に規定する特勤勤務手当又は同条第2項に規定する特勤勤務手当に準ずる手当の支給を受けている場合においては、この限りでない。</p> <p>7 省略</p> <p>8 看護師宿舎の使用料は、無料とする。ただし、看護師宿舎の区画整備された駐車場を利用する場合（第6項ただし書に規定する場合を除く。）においては、1区画1月につき別表第3に定める額とする。</p> <p>別表第2（第7条関係） 省略</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>駐車場の種類</td> <td>金額</td> </tr> </table>	駐車場の種類	金額	<p>（入居の時期及び届出）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定により公舎に入居したときは、居住者はすみやかに入居届（様式第3号）を所属長を経て管理者に届け出なければならない。</p> <p>（使用料）</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 看護師宿舎の使用料は、無料とする。</p> <p>別表第2（第7条関係） 省略</p>
駐車場の種類	金額		

屋根なし舗装なし	1,930円
屋根なし舗装あり	2,420円
屋根あり舗装なし	3,630円
屋根あり舗装あり	4,120円

様式第1号(第4条関係) 公舎貸与申請書

省略

なお、公舎の貸与を受けた上は、公舎の使用についての規定及び指示に違反しないことを確約します。

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	駐車場の種類及び利用台数
使用料			

2 同居家族

氏名	生年月日 (年齢)	性別	本人との続柄	勤務先名(職名)又は _学校名(学級)
省略				

3 保証人

申請者に対して公舎の貸与があつた上は、申請者が公舎の使用に関する規定及び指示に違反したとき、その他不都合な行為があつたときは、私が一切の責任を負うことを確約します。

省略

様式第2号(第5条関係) 公舎貸与承認書

省略

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	駐車場の種類及び利用台数
使用料			

2 同居家族

氏名	生年月日	性別	本人との続柄	勤務先名(職名)又は _学校名(学級)
省略				

3 公舎の貸与を受けた者及び居住者は、次の事項を遵守すること。

イ 省略

ロ 公舎の全部又は一部を他に貸し付けないこと。

ハ 故意又は重大な過失により公舎が滅失し、又は損傷したときは、これを原形に復し、又はその費用を弁償すること。

ニ 局の事務又は事業の運営の必要に基づき返還を命じた

様式第1号

省略

なお、公舎の貸与を受けたうえは、公舎の使用についての規定および指示に違反しないことを確約します。

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	使用料

2 同居家族

氏名	生年月日 (年齢)	性別	本人との続柄	勤務先名(職名)または _学校名(学級)
省略				

3 保証人

申請者に対して公舎の貸与があつたうえは、申請者が公舎の使用に関する規定および指示に違反したとき、その他不都合な行為があつたときは、私が一切の責任を負うことを確約します。

省略

様式第2号

省略

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	使用料

2 同居家族

氏名	生年月日	性別	本人との続柄	勤務先名(職名)または _学校名(学級)
省略				

3 公舎の貸与を受けた者および居住者は、次の事項を遵守すること。

イ 省略

ロ 公舎の全部または一部を他に貸付けないこと。

ハ 故意または重大な過失により公舎が滅失またはき損したときは、これを原形に復し、またはその費用を弁償すること。

ニ 局の事務または事業の運営の必要に基づき返還を命じた



ときは、速やかに 公舎を明け渡すこと。

ホ・ヘ 省略

ト その他公舎の使用に関する規定及び 指示に違反しないこと。

様式第3号(第6条関係) 公舎入居届

省略

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	駐車場の種類及び利用台数
使用料			

2 省略

様式第4号(第19条関係) 公舎返還届

省略

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	駐車場の種類及び利用台数
使用料			

2 省略

ときは、すみやかに公舎を明け渡すこと。

ホ・ヘ 省略

ト その他公舎の使用に関する規定および指示に違反しないこと。

様式第3号

省略

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	使用料

2 省略

様式第4号

省略

1 公舎の表示

省略			
公舎の番号	延床面積	同左の専用面積	使用料

2 省略

附 則

この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年3月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号に規定する健康保険法(大正11年法律第70号)、<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u>又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額と</p>	<p><b>第1条</b> 愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号に規定する健康保険法(大正11年法律第70号)、<u>老人保健法</u> _____(昭和57年法律第80号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養、<u>医療又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)</u>別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額と</p>

し、同号に規定する健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養の給付、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第1（第2条関係）

名称	区 分	単 位	金 額	備 考
診断書料	普通診断書	1部	2,410円	
	省略			
	恩給診断書	1部	5,040円	
	各種年金診断書			
	生命保険診断書			
	省略			
文書料	省略			公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。
	診療費納付証明書	1部	1,360円	
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	4,620円	
人間ドック	1日間	1回	44,100円	
	2日間（通院）	1回	51,450円	
PETがンドック	省略			
	2日間（通院）	1回	130,200円 （団体割引、家族割引又はリピート割引の適用を受ける場合にあつては、117,100円）	
脳ドック		1回	35,330円 （人間ドックと併せて受ける場合にあつては、25,280円）	

し、同号に規定する健康保険法又は老人保健法  
 \_\_\_\_\_の規定による入院時食事療養費に係る食事療養 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準 \_\_\_\_\_（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養、医療、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第1（第2条関係）

名称	区 分	単 位	金 額	備 考
診断書料	普通診断書	1部	2,100円	
	省略			
	恩給診断書	1部	4,720円	
	各種年金診断書			
	生命保険診断書			
	省略			
文書料	省略			公費負担制度に係る社会保険による診療報酬請求額証明書の証明は、無料とする。
	診療費納付証明書	1部	1,260円	
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	3,990円	
人間ドック	1日間	1回	39,900円	
	2日間（通院）	1回	48,300円	
PETがンドック	省略			
	2日間（通院）	1回	131,250円 （団体割引、家族割引又はリピート割引の適用を受ける場合にあつては、118,100円）	
脳ドック		1回	38,080円 （人間ドックと併せて受ける場合にあつては、28,470円）	

骨塩 量検 査料		1回	<u>9,030円</u> (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、3,780 円)	
乳が ん検 診料		1回	<u>11,730円</u> (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、6,480 円)	
省略				
分娩 介助 料	診療日の午前8時 30分以降午後5時 15分以前に分娩し た場合	1件	<u>115,000円</u>	
	午前5時後午後10 時前に分娩した場 合(診療日の午前 8時30分以降午後 5時15分以前に分 娩した場合を除 く。)	1件	<u>133,000円</u>	
	午後10時以降翌日 午前5時以前に分 娩した場合	1件	<u>139,000円</u>	
分娩 衛生 材料 費		1件	<u>5,140円</u>	
人工 妊娠 中絶 料	省略			麻酔料は、 別途負担と する。
	妊娠満12週以上満 16週未満	1件	<u>99,750円</u>	
	省略			
省略				
乳児 定期 診察 料	省略			
新生 児健 診料	日齢1	1回	<u>3,420円</u>	
	日齢5	1回	<u>1,050円</u>	
	日齢14			
新生 児聴 覚検 査料		1回	<u>6,700円</u>	
新生 児介 補料	消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の	1日	<u>6,570円</u>	
骨塩 量検 査料		1回	<u>8,550円</u> (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、3,780 円)	
乳が ん検 診料		1回	<u>10,830円</u> (人間ドック と併せて受け る場合にあつ ては、6,050 円)	
省略				
分娩 介助 料	診療日の午前8時 30分以降午後5時 15分以前に分娩し た場合	1件	<u>105,000円</u>	
	午前5時後午後10 時前に分娩した場 合(診療日の午前 8時30分以降午後 5時15分以前に分 娩した場合を除 く。)	1件	<u>121,000円</u>	
	午後10時以降翌日 午前5時以前に分 娩した場合	1件	<u>127,000円</u>	
分娩 衛生 材料 費		1件	<u>5,200円</u>	
人工 妊娠 中絶 料	省略			麻酔料は、 別途負担と する。
	妊娠満12週以上満 16週未満	1件	<u>90,300円</u>	
	省略			
省略				
乳児 定期 診察 料	省略			
新生 児健 診料				
新生 児介 補料	消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の	1日	<u>5,910円</u>	

	譲渡等に該当するものに係るもの			
	上記以外のもの	1日	6,890円	
省略				
施術料	省略			
施きゆう指導料		1回	1,150円	
人工授精料		1回	6,310円	
体外受精料	省略			初診料又は再診料、投薬料、注射料、検査料、画像診断料、入院料及び入院時食事療養費は、別途負担とする。
	融解胚移植料	1回	42,990円	
	顕微授精料	1回	31,840円	
	胚凍結保存料	1回	26,280円	
	精子凍結保存料	1回	7,240円	
習慣流産免疫療法料		1回	21,940円	
省略				
セカンドオピニオン外来料		1回	5,500円	
省略				

注 省略

別表第3 (第2条関係)

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	左記以外のもの
室料	省略			
差額	愛媛県	特別室	11,000円	11,550円

	譲渡等に該当するものに係るもの			
	上記以外のもの	1日	6,200円	
省略				
施術料	省略			
人工授精料		1回	6,330円	
体外受精料	省略			初診料又は再診料、投薬料、注射料、検査料、画像診断料、入院料及び入院時食事療養費は、別途負担とする。
	融解胚移植料	1回	39,740円	
	顕微授精料	1回	33,140円	
	胚凍結保存料	1回	25,170円	
	精子凍結保存料	1回	7,620円	
習慣流産免疫療法料		1回	23,100円	
省略				
セカンドオピニオン外来料		1回	5,000円	
省略				

注 省略

別表第3 (第2条関係)

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	左記以外のもの
室料	省略			
差額	愛媛県	特別室		11,550円

立新居 浜病院	個室 ( A 1 )	5,000円	5,250円	立新居 浜病院	個室 ( A 1 )		5,250円
	個室 ( A 2 )	4,500円	4,720円		個室 ( A 2 )		4,720円
	個室 ( B 1 )	3,000円	3,150円		個室 ( B 1 )		3,150円
	個室 ( B 2 )	2,000円	2,100円		個室 ( B 2 )		2,100円

**附 則**

( 施行期日 )

1 この管理規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の愛媛県立病院料金規程 (以下「改正後の管理規程」という。)別表第 1 人間ドックの項及び P E T がンドックの項の規定は、この管理規程の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に受診する人間ドック及び P E T がンドックに係る料金について適用し、施行日前に受診する人間ドック及び P E T がンドックに係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の管理規程別表第 3 の規定は、施行日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、施行日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。

○愛媛県公営企業管理規程第 6 号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

**愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程 (平成18年愛媛県公営企業管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 趣 旨 )</p> <p><b>第 1 条</b> この管理規程は、県の財政事情を踏まえ、愛媛県企業職員の給与に関する規程 (昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 5 号。以下「企業職員給与規程」という。)又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程 (平成15年愛媛県公営企業管理規程第 4 号。以下「特定任期付企業職員給与規程」という。)の適用を受ける職員 (以下「職員」という。)の給料、<u>管理職手当及び地域手当</u>その他の給与 (給料月額を算出の基礎とするもの (退職手当を除く。))に限る。)を減額するため、職員の給料月額等について、企業職員給与規程及び特定任期付企業職員給与規程の特例を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 この管理規程は、<u>平成21年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>( 趣 旨 )</p> <p><b>第 1 条</b> この管理規程は、県の財政事情を踏まえ、愛媛県企業職員の給与に関する規程 (昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 5 号。以下「企業職員給与規程」という。)又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程 (平成15年愛媛県公営企業管理規程第 4 号。以下「特定任期付企業職員給与規程」という。)の適用を受ける職員 (以下「職員」という。)の給料及<u>び手当</u> _____ _____その他の給与 (給料月額を算出の基礎とするもの (退職手当を除く。))に限る。)を減額するため、職員の給料月額等について、企業職員給与規程及び特定任期付企業職員給与規程の特例を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 この管理規程は、<u>平成20年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この管理規程は、公布の日から施行する。

**公営企業訓令**

○愛媛県公営企業訓令第 1 号

公営企業管理局  
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

**愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則の一部を改正する訓令**

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則（平成18年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に対する愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号。以下「企業職員特殊勤務手当支給規則」という。）第15条第3項の規定の適用については、同項及び愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令（平成18年愛媛県公営企業訓令第2号）附則第2項の規定にかかわらず、企業職員特殊勤務手当支給規則第15条第3項中「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条第1項の規定」とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>2 この訓令は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に対する愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号。以下「企業職員特殊勤務手当支給規則」という。）第15条第3項の規定の適用については、同項及び愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令（平成18年愛媛県公営企業訓令第2号）附則第2項の規定にかかわらず、企業職員特殊勤務手当支給規則第15条第3項中「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定及び知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第3号）第4条第1項の規定」とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>2 この訓令は、<u>平成20年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**雑 報**

**○愛媛海区漁業調整委員会指示第72号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成20年3月18日に次のとおり指示した。

平成20年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。
- (2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までとする。

**○愛媛海区漁業調整委員会指示第73号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、平成20年3月18日に次のとおり指示した。

平成20年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。  
ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までとする。

**○愛媛海区漁業調整委員会指示第74号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、平成20年3月18日に次のとおり指示した。

平成20年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの

間操業を禁止する。

- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第75号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成20年3月18日に次のとおり指示した。

平成20年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 指示の内容

伊共第103号第2種共同漁業権漁場（通称「ほぼろ瀬」漁場、大洲市と八幡浜市の最大高潮時海岸線における境界から山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点を中心に半径540メートル以内の区域）においては、1月15日から2月28日までの間、マコガレイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。